

全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 年度計画を着実に実行するとともに、評価事業、学位授与事業については、業務運営の効率化、業務の質の向上等が図られている。
平成20年度に実施した国立大学法人等の教育研究評価についても確実に実施されている。
- (ロ) 評価事業は、多数の大学等を対象に、多数の評価委員などを組織化して遂行する難度の高い業務にもかかわらず、効率的・効果的に
行われている。また、アンケートや訪問調査等を実施し、課題を抽出して絶えざる改善を図っている。
- (ハ) 学位授与事業は、申請者に対する利便性の向上が図られており、調査・研究については各分野の専門家により研究が進められている。
- (ニ) 我が国の高等教育制度及び質保証制度に関し外国語による情報発信が行われている。

<参考>

・業務運営の効率化:A

・業務の質の向上:A

・財務内容の改善:A

等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 大学の質の維持向上を図るための認証評価については、評価の実施方法について検証し、その結果を踏まえ評価方法の工夫・改善を図り、また、認証評価が社会に積極的に活用されるための方策などの検討を進める必要がある。(項目別-P1参照)
- (ロ) 学位授与事業は、機構が授与する学位の意義について、引続き、社会の理解を求めていく必要がある。また、学位に関する研究については、国際的視点からの検討も重要であるため、一層の充実が必要である。(項目別-P10参照)
- (ハ) 大学評価研究に関しては評価文化の定着、大学の負担軽減等の観点から一層推進する必要がある。(項目別-P14参照)
- (ニ) 政府の方針に沿った人件費削減への対応の際に、教職員の負担増や事業の質の低下を招かないよう留意する必要がある。(項目別-P27参照)

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 認証評価がより適切に行われるよう、認証評価の有効性・適切性を検証し、評価の実施方法や評価基準等の改善に活かすことが求められる。(項目別-P1参照)
- (ロ) 機構が授与する学位の意義については、学位授与申請者に限らず、社会全般に理解を得る取組が、これまで以上に進められるよう積極的な情報提供が求められる。(項目別-P10参照)
- (ハ) 大学評価に関する研究の推進と実務経験の蓄積が求められる。(項目別-P14参照)
- (ニ) 教職員の負担増や業務の質の低下を招かないよう留意しつつ、人件費削減への確実な取組が求められる。(項目別-P27参照)

④特記事項

- (イ) 総務省の2次評価で指摘のあった給与水準の対国家公務員指数は102.8から99.5に改善されている。

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会
大学支援関係法人部会 大学評価・学位授与機構作業部会 名簿

委員名	現職
○ 奥野 信宏	中京大学理事・総合政策学部長
松本 香	公認会計士、松本香公認会計士事務所長、T DK株式会社監査役
渡辺 孝	芝浦工業大学工学マネジメント研究科長

「○」:主査

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成20年度に係る業務の実績に関する評価 項目別総表
項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			A	A	A	調査及び研究	A	A	A	A	A
業務の効率化	A	A	A	A	A	(1)大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	A	A	A	A	A
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			A	A	A	1)調査研究プロジェクト	A	A	A	A	A
						2)研究成果の公表等	A	A	A	A	A
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	A	A	A	(2)学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	A	A	A	A	A
(1)大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A	A	A	A	A						
1)大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A	A	A	1)調査研究プロジェクト	A	A	A	A	A
2)短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A	A	A	2)研究成果の公表等	A	A	A	A	A
3)高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価	A+	A	A	A	A	情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	A
(2)専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	A+	A	A	A	A	(1)評価に関する情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	A
(3)国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	B	A	A	A	A	1)大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	A
学位授与	A+	A+	A	A	A	2)国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	B	A	A	A	A
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与について	A+	A+	A	A	A						
(2)省庁大学校修了者に対する学位授与について	A	A	A	A	A	(2)学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	A	A	A	A	A

その他の業務					
(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	A	A	A	A	A
(2) 広報活動の実施	B	B	A	A	A
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	A	A	A	A	A
業務運営					
(1) 運営体制の整備	A	A	A	A	A
(2) 自己点検・評価の実施	A	A	A	S	A
Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善			A	A	A
財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	A
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	A
人事に関する計画	A	A	A	A	A

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

○評価の評定について

【平成16年度～平成17年度】

- A+：特に優れた実績を上げている。
- A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。
- B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。
- C：中期計画をほぼ履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。
- C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある。

【平成18年度～】

- S：特に優れた実績を上げている。
- A：中期目標通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。
- B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。
- C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。
- F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	2,189	2,189	2,074	1,996	1,896	業務等経費	1,645	1,717	1,605	1,459	1,446
大学等認証評価手数料		64	118	253	91	大学等評価経費		64	118	253	91
学位授与審査等手数料	83	87	88	88	106	学位授与審査等経費	83	87	88	88	106
その他	8	9	11	25	22	一般管理費	463	462	419	395	381
寄附金等収入	5	10	15	4	4	受託事業費	—	—	—	—	266
受託事業収入	—	—	—	—	266						
計	2,285	2,359	2,306	2,366	2,384	計	2,191	2,330	2,231	2,197	2,290

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	2,140	2,293	2,250	2,188	2,264	経常収益	2,140	2,293	2,250	2,188	2,727
業務費	1,628	1,771	1,771	1,741	1,839	運営費交付金収益	2,021	2,096	1,986	1,776	2,191
大学評価事業経費	579	650	653	752	957	資産見返負債戻入	27	35	40	40	44
						大学等認証評価手数料		64	118	253	91
学位授与事業経費	331	341	355	340	332	学位審査手数料収入	83	87	88	88	106
その他事業経費	718	780	763	649	550	財産貸付料収入	8	9	10	12	17
一般管理費	513	522	479	447	422	寄附金収益	2	2	7	5	7
財務費用	0	0	0	0	0	受託事業等収入	0	0	0	9	266
雑損		0	0	0	3	財務収益	0	0	0	2	1
臨時損失	269	0	0	0	0	雑益	0	0	0	2	4
						臨時利益	269	0	0	0	0
計	2,409	2,293	2,250	2,188	2,264	計	2,409	2,293	2,250	2,188	2,727
						当期純利益	0	0	0	0	463
						当期総利益	0	0	0	0	463

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	1,542	2,607	2,332	2,057	2,311	業務活動による収入	2,307	2,360	2,324	2,368	2,406
業務費支出	250	1,206	857	786	978	運営費交付金収入	2,189	2,189	2,074	1,996	1,896
人件費支出	1,153	1,227	1,252	1,144	1,172	受託事業等収入	—	—	—	—	266
一般管理費支出	133	168	212	113	151	手数料収入	92	147	207	343	196
預り科学研究費補助金の払出	7	7	11	14	10	寄附金収入	12	8	15	4	4
投資活動による支出	66	70	19	316	65	預り科学研究費補助金の受入	7	7	14	13	10
有価証券の取得による支出	—	—	—	299	—	その他の業務収入	8	9	15	11	33
有形固定資産の取得による支出	66	70	17	16	51	利息の受取額	0	0	0	1	1
財務活動による支出	—	—	—	—	1	投資活動による収入	—	—	—	300	—
						有価証券の償還による収入	—	—	—	300	—
						財務活動による収入	—	—	—	—	—
計	1,608	2,678	2,351	2,373	2,377	計	2,307	2,360	2,324	2,668	2,406

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	709	395	367	673	690	流動負債	710	398	368	673	227
固定資産	7,510	7,379	7,192	7,038	6,908	固定負債	213	248	229	237	264
						負債合計	924	646	596	910	491
						資本					
						資本金	7,471	7,471	7,471	7,471	7,471
						資本剰余金	△ 176	△ 343	△ 508	△ 670	△ 827
						利益剰余金	0	0	0	0	463
						(うち当期未処分利益)	0	0	0	0	463
						資本合計	7,295	7,128	6,963	6,801	7,107
資産合計	8,219	7,774	7,559	7,711	7,598	負債資本合計	8,219	7,774	7,559	7,711	7,598

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期未処分利益					
当期総利益	0	0	0	0	463
II 利益処分額					
積立金	0	0	0	0	463

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
常勤職員	141	142	138	140	145

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成20年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

1. 業務の質の向上

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	大学等の教育研究活動等の状況についての評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。 ○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究活動の状況を適切に評価しているか。（法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。） ○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況に関する評価を適切に行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、短期大学及び高等専門学校各機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会等を設置し、また、法科大学院認証評価委員会の下にも評価部会及び各種専門部会を設置した。評価担当者となる専門委員についても、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった11大学、2短期大学及び2高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年3月に評価結果を確定し、評価対象となったすべての大学、短期大学、高等専門学校に対しては、機構の定める評価基準を満たしていることを通知した。これらの評価結果は機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 評価の実施については、平成20年度の法科大学院認証評価（本評価）に申請のあった16法科大学院について、書面調査及び訪問調査を実施し、対象法科大学院からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成21年3月に14法科大学院を置く大学に評価結果を通知し、適格認定を行った。なお、2法科大学院については適格と認定されなかった。また、平成20年度の法科大学院認証評価（追評価）に申請のあった3法科大学院について、書面調査を実施し、意見の申立ての手続を経た上で評価結果を確定し、平成21年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。 ○ 本評価及び追評価については、評価結果を機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 平成21年度実施の機関別認証評価については、37大学及び1短期大学からの申請を受け付けた。 ○ 平成19年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。 ○ 平成21年度実施の法科大学院認証評価については、3大学からの申請を受け付けた。 ○ 平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 ○ また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果のとりまとめ過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。 ○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の評価（以下、「国立大学法人等の教育研究評価」という。）に関しては、86国立大学法人及び4大学共同利用機関法人を対象として、中期目標の達成状況の評価及び学部・研究科等の現況分析を行った。 ○ 中期目標の達成状況は、各国立大学法人等の中期目標の中で教育及び研究並びに社会連携、国際交流等に関する目標（大学共同利用機関については、共同利用等に関する目標を含む）について評価を実施した。 ○ 学部・研究科等の現況分析は、学部・研究科等における教育及び研究に関する水準並びに質の向上度について評価を実施した。 ○ 国立大学教育研究評価委員会の下に置く達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績判定組織に委員及び専門委員を適切に配置した。また、達成状況判定会議及び現況分析部会の評価担当者向けに研修をそれぞれ2回実施した。 ○ 評価の実施については、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年2月に評価報告書を決定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。なお、最終的な評価結果は、文部科学省国立大学法人評価委員会において決定され、各国立大学法人等に通知された。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度においては、11大学、2短期大学、2高等専門学校、16法科大学院を対象とした認証評価と、86国立大学法人および4大学共同利用機関法人を対象とした中期目標期間評価を実施したが、膨大な業務を組織的に遂行できたことは高く評価される。 ○ 平成19年度に認証評価を実施した大学、短期大学及び高等専門学校に対し、アンケート調査を実施し、外部検証を行って、課題を明らかにして評価に活かしたことは評価される。 ○ 評価担当者に対して自己評価イメージ等を用いた研修をし、評価担当者の共通認識を高めて評価を行ったことは、評価の質と信頼性の向上に資するものと評価される。 ○ 国立大学法人の教育研究評価について、90法人の同時期の評価は膨大な業務量となることから、正規職員に加え臨時職員で体制増強を行い、また、委員会や部会等を配置し適切な体制を組織して混乱なく実施したことは評価される。 ○ 約800人の委員、専門委員の必要数を確保し、評価担当者全員に対して2回にわたり研修を実施して評価担当者の共通認識を高めて評価を実施するなど、十分な準備を行って評価を行ったことは評価される。
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、短期大学及び高等専門学校各機関別認証評価委員会の下に評価部会及び財務専門部会等を設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。（再掲） ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。（再掲） ○ 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった11大学、2短期大学及び2高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年3月に評価結果を確定し、評価対象となったすべての大学、短期大学、高等専門学校に対しては、機構の定める評価基準を満たしていることを通知した。これらの評価結果は機構のウェブサイトに掲載した。（再掲） ○ 平成21年度実施の認証評価については、37大学、1短期大学の申請を受け付けた。申請を促すために、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明等を行った。 ○ 評価結果の検証等については、平成19年度に認証評価を実施した大学、 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度においては、11大学、2短期大学、2高等専門学校を対象に周到な準備の下で組織的に混乱無く評価業務を遂行できたことは評価される。意見申し立てのあった大学等に対する再審査の公表等透明性のある形でのフィードバックは、評価文化の定着に向けての意義が大きい。 ○ 平成19年度に認証評価を実施した大学、短期大学及び高等専門学校に対し、アンケート調査を実施し、外部検証を行って、課題を明らかにして評価に活かしたことは評価される。

			<p>短期大学、高等専門学校に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。(再掲)</p>		
<p>1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>○ 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。</p>	<p>○ 評価体制については、大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員についても、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの内容を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった11大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年3月に評価結果を確定し、全対象校に機構の定める大学評価基準を満たしていることを通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 平成21年度実施の認証評価については、37大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。 ○ 評価結果の検証等については、平成19年度に認証評価を実施した大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成20年度に実施した評価についても平成20年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。 把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。 ○ 検証結果については、「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに公表した。</p>	<p>A</p>	<p>○ 11大学を対象に周到な準備の下で組織的に混乱無く評価業務を遂行できたことは評価される。意見申し立てのあった大学に対する再審査の公表等透明性のある形でのフィードバックは、評価文化の定着に向けての意義が大きい。</p>
<p>① 大学からの求めに応じて、機構が定める大学評価基準に従って当該大学の教育研究等の総合的状況について評価を行い、当該大学が大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>平成20事業年度計画なし</p>			<p>—</p>	
<p>② 評価体制の整備等 平成16年度に大学機関別認証評価委員会(仮称)の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法等を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から大学の認証評価機関としての認証を受ける。 平成16年度中に、ネットワークを利用した評価作業システムを構築する。 各年度において、適宜評価体制等を見直しするとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>		<p>○ 評価体制については、評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会5部会(委員11人、専門委員23人)、財務専門部会1部会(委員2人、専門委員2人)を設置した。また、評価結果(原案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立について、審議を行う意見申立審査会(専門委員7人)を設置した。さらに、各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う運営小委員会を設置した。 専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、120人(評価部会23人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員88人)を選考した。選考に当たっては、外部等の有識者で構成する専門委員選考委員会を設置し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 また、平成21年度評価における対象大学数、対象大学の学部等の状況に応じた評価担当者を配置するため、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、幅広い分野の専門家及び有識者を専門委員として148人(評価部会67人、財務専門部会3人、意見申立審査会5人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員73人)を選考した。 ○ 評価担当者に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなど工夫を図りつつ、大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を6月20日に実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。</p>	<p>A</p>	
<p>③ 評価の実施 平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成19年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>		<p>○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施(8月まで) 対象大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。 ② 訪問調査の実施(10月上旬から12月上旬まで) 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、対象大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。 ③ 評価結果の審議等(平成21年3月まで) 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果(案)をとりまとめ、当該大学に通知し、すべての対象大学から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。 ④ 評価結果の通知、公表 平成21年3月27日に全対象大学(11大学)及びその設置者に対して、機構の定める大学評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成20年度大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。</p>	<p>A</p>	
	<p>③ 評価の受付 平成21年度に実施する評価について</p>		<p>○ 評価申請の受付については、平成21年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成20年7月9日に「平成21年度に実施する大学機関別認証評</p>	<p>A</p>	<p>○ 認証評価について、普及啓発に努めた点は評価される。</p>

	て、各大学から評価の申請を受け付ける。		<p>価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」「平成21年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」（【資料36】参照）を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての国公私立大学に送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度は全国2ヶ所（大阪5月28日、東京6月11日）で大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。 この取組等により、平成21年度に実施する大学機関別認証評価について、37大学からの申請を受け付けた。 		
<p>④ 評価結果の検証等 評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成19年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。</p>		<p>○ 平成19年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 また、把握した課題については、改善を図る必要があることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。</p> <p>○ 検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。 なお、平成19年度においては、認証評価を実施した大学が38校（短期大学が2校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。</p> <p>○ アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価書の内容が適切であったこと、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。 一方で、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担は改善が図られつつあると認識されているものの、引き続き効率的な作業が行えるよう負担の軽減を図っていくことが望まれている。また、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、社会からの理解、支援を得ていくためにも、評価の公表方法などを総合的に検討していくことが望まれているなどの課題点が明らかとなった。</p> <p>○ 検証結果については、平成21年1月に平成19年度に実施した「大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。</p> <p>○ 平成20年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成20年12月25日付で評価担当者に、平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。</p> <p>○ 17年度から19年度の経年データについて集計し、基礎データとして活用できるようにした。</p>	A	<p>○ 平成19年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価される。 引き続き、評価担当者及び評価実施校の負担軽減のため努力を図ることが望まれる。</p>
<p>2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>○ 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。</p>	<p>○ 評価体制については、短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。</p> <p>○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの内容を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。</p> <p>○ 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった2短期大学について、書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年3月に評価結果を確定し、全対象校に機構の定める短期大学評価基準を満たしていることを通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 平成21年度実施の認証評価の申請については1短期大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。</p> <p>○ 評価結果の検証等については、平成19年度に認証評価を実施した短期大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成20年度に実施した評価についても平成20年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。 把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。 検証結果については、「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、ウェブサイト公表した。</p>	A	<p>○ 平成20年度実施の認証評価の申請については2短期大学の申請を受け付け、大学同様のプロセスで適切に評価業務を行っている。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行っていることは評価される。</p>
<p>① 短期大学からの求めに応じて、機構が定める短期大学評価基準に従って当該短期大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該短期大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>平成20事業年度計画なし</p>			-	

<p>② 評価体制の整備等 平成16年度に短期大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から短期大学の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>	<p>○ 評価体制については、評価を実施するため、短期大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会（委員4人、専門委員3人）、財務専門部会1部会（委員2人、専門委員2人）を設置した。また、評価結果（原案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立について、審議を行う意見申立審査会（専門委員7人）を設置した。さらに、専門委員については、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、12人（評価部会3人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人）を選考した。選考にあたっては、外部等の有識者で構成する専門委員選考委員会を設置し対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 また、平成21年度評価における対象短期大学の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、短期大学関係団体、学協会及び経済団体から推薦のあった候補者の中から専門委員9人（評価部会2人、財務専門部会2人、意見申立審査会5人）を選考した。 ○ 評価担当者に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、短期大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を6月20日に実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。</p>	A	
<p>③ 評価の実施 平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成19年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施（8月まで） 対象短期大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。 ② 訪問調査の実施（10月下旬から11月中旬） 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員及び専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象短期大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。 ③ 評価結果の審議等（平成21年3月まで） 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該短期大学に通知し、すべての対象短期大学から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。 ④ 評価結果の通知、公表 平成21年3月に全対象短期大学（2短期大学）及びその設置者に対して、当該短期大学が機構の定める短期大学評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成20年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。</p>	A	
	<p>③ 評価の受付 平成21年度の評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。</p>	<p>○ 評価申請の受付については、平成21年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成20年7月9日に依頼文書「平成21年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての公私立短期大学に送付した。 ○ 平成20年度は全国2ヶ所（大阪5月28日、東京6月11日）で短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している短期大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。 この取組等により、平成21年度に実施する短期大学機関別認証評価について、1短期大学からの申請を受け付けた。</p>	A	
<p>④ 評価結果の検証等 評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成19年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。</p>	<p>○ 平成19年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 また、把握した課題については、改善を図る必要があることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめ、その情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。 ○ 検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。 なお、平成19年度においては、認証評価を実施した短期大学が2校（大学が38校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。 ○ アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価書の内容が適切であったこと、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。 一方で、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担は改善が図られつつあると認識されているものの、引き続き効率的な作業が行えるよう負担の軽減を図っていくことが望まれている。また、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、社会からの理解、支援を得ていくためにも、評価の公表方法などを総合的に検討していくことが望まれているなどの課題点が明らかとなった。 ○ 検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。 ○ 平成20年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行</p>	A	<p>○ 平成19年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価される。 引き続き、評価担当者及び評価実施校の負担軽減のため努力を図ることが望まれる。</p>

<p>3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>3) 高等専門学校教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>○ 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。</p>	<p>い、評価検証の実施方針等を策定し、平成20年12月25日付で評価担当者に、平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。 ○ 17年度から19年度の経年データについて集計し、基礎データとして活用できるようにした。</p> <p>○ 評価体制については、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。</p> <p>○ 評価担当者が、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるように、「各基準の分析にあたっての留意点」や「評価作業マニュアル」等を作成し、平成20年6月10日に書面にて配付した。</p> <p>○ 評価の実施については、平成20年度の認証評価に申請があった2高等専門学校について、書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年3月に評価結果を確定し、全対象校に機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 評価結果の検証については、平成19年度に認証評価を実施した高等専門学校及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成20年度に実施した評価についても平成20年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。</p> <p>把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。</p> <p>○ 検証結果については、「平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ機構のウェブサイトに公表した。</p>	<p>A</p>	<p>○ 20年度は2校が対象であったが、適切に評価業務を行ったことは評価される。</p>
<p>① 高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める高等専門学校評価基準に従って当該高等専門学校教育研究等の総合的状況について評価を行い、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該高等専門学校の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>平成20事業年度計画なし</p>			<p>—</p>	
<p>② 試行的評価の実施 高等専門学校に対する評価方法の開発等に資するため、平成16年度に試行的評価を実施する。</p>	<p>平成20事業年度計画なし</p>			<p>—</p>	
<p>③ 評価体制の整備等 試行的評価の状況を踏まえ、平成16年度に高等専門学校機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備評価基準及び評価方法を決定する。 平成17年度までに文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直しとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>		<p>○ 評価体制については、評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会（委員2人、専門委員6人）、財務専門部会1部会（委員2人、専門委員3人）を設置した。また、評価結果（原案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて、審議を行う意見申立審査会（専門委員7人）を設置した。</p> <p>専門委員については、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、16人（評価部会6人、財務専門部会3人、意見申立審査会7人）を選考した。選考にあたっては、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。</p> <p>○ 評価担当者に対する研修については、評価担当者が、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるように、「各基準の分析にあたっての留意点」や「評価作業マニュアル」等を作成し、平成20年6月10日に書面にて配付した。また、不明な点等がある場合には、その都度、事務局への問い合わせができるよう、質疑応答ができるような対応を行った。</p>	<p>A</p>	
<p>④ 評価の実施 平成17年度から、高等専門学校からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年度に、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該高等専門学校及び設置者に提供し並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成19年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>		<p>○ 以下のとおり評価を実施した。</p> <p>① 書面調査の実施（8月まで） 対象高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11ある評価基準の各基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。</p> <p>② 訪問調査の実施（10月下旬から11月上旬まで） 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象高等専門学校関係者の面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。</p> <p>③ 評価結果の審議等（平成21年3月まで） 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該高等専門学校に通知し、すべての対象高等専門学校から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。</p> <p>④ 評価結果の通知、公表 平成21年3月27日に全対象高等専門学校（2校）及びその設置者に対して、機構の定める高等専門学校評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「平成20年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。</p>	<p>A</p>	
	<p>③ 評価の受付 平成21年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。</p>		<p>○ 評価申請については、平成21年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成20年7月9日に依頼文書「平成21年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての国公私立高等専門学校に送付した。</p>	<p>A</p>	

<p>⑤ 評価結果の検証等 評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成19年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。 また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。</p>	<p>○ 平成20年6月に東京で高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施した。</p>	<p>○ 平成19年度に実施した高等専門学校認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。 ○ 検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。 ○ アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。 一方で、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担は改善が図られつつあると認識されているものの、引き続き効率的な作業が行えるよう負担の軽減を図っていくことが望まれている。また、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、社会からの理解、支援を得ていくためにも、評価の公表方法などを総合的に検討していくことが望まれているなどの課題点が明らかとなった。 ○ 検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。 ○ 平成20年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成20年12月25日付で評価担当者に、平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。 ○ 17年度から19年度の経年データについて集計し、基礎データとして活用できるようにした。</p>	<p>○ 平成19年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価される。 引き続き、評価担当者及び評価実施校の負担軽減のため努力を図ることが望まれる。</p>
<p>(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価</p>	<p>(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価</p>	<p>○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究等の状況に関する評価を適切に行っているか。 (法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。)</p>	<p>○ 法科大学院認証評価委員会の下に、評価部会、運営連絡会議のほか、教員組織調査専門部会及び意見申立審査専門部会を設置し、法科大学院認証評価の申請状況に応じて、適切な評価担当者等を委嘱するなど、評価体制の整備を図った。 また、平成20年度からは、追評価専門部会及び年次報告書等専門部会を新たに設置した。 ○ 次の評価期間における法科大学院認証評価の実施に向け、評価基準、評価方法等の見直しを検討するため、法科大学院認証評価検討ワーキンググループを設置した。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等を用いて、実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成20年度の法科大学院認証評価（本評価）に申請のあった16法科大学院について、書面調査及び訪問調査を実施し、対象法科大学院からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、法科大学院評価基準に適合していると認められた場合には適格認定を行い、平成21年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。 平成20年度に評価対象となった16法科大学院のうち14校が適格と認定された。 また、平成20年度の法科大学院認証評価（追評価）に申請のあった3法科大学院について、書面調査を実施し、意見の申立ての手続を経た上で評価結果を確定し、3法科大学院すべてに対して先の評価と併せて適格認定を行い、平成21年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。 本評価及び追評価については、評価結果を機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 平成21年度実施の法科大学院認証評価については、3大学からの申請を受け付けた。 ○ 平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。 ○ 検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。 ○ 平成20年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成20年12月25日付で評価担当者に、平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。</p>	<p>○ 16法科大学院を対象に19年度に引き続き評価を行った。注目を浴び、マスコミなどにも多く取り上げられる法科大学院の認証評価は緊張感のある業務であり、その任務を混乱無く着実に果たした成果は大きい。また、19年度に不適合とされた3大学院における追評価についても適切に実施されたことは評価される。</p>
<p>① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、法科大学院評価基準を満たしている場合には適格認定を行う</p>	<p>平成20事業年度年度計画なし</p>			

<p>とともに、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p> <p>② 評価体制の整備等 平成16年度に法曹三者等をはじめとする有識者による法科大学院認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から法科大学院の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直しとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>		<p>○ 評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会8部会（委員9人、専門委員71人）を設置したほか、各評価部会間の評価内容を調整するため、運営連絡会議（委員12人、専門委員5人）を設置した。また、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施する教員組織調査専門部会1部会（委員9人、専門委員12人）を設置するとともに、評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会1部会（専門委員5人）を設置した。 また、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院の追評価を行う追評価専門部会3部会（委員3人、専門委員27人）、平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書及び評価実施後の変更届の分析・調査を行う年次報告書等専門部会1部会（委員1人、専門委員4人）を設置した。 専門委員については、国公立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く推薦を求め、専門委員52人を選考した。 ○ 対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、「法科大学院認証評価に関するQ&A」を更新し、機構のウェブサイトに掲載する予定である。 ○ 次の評価期間における法科大学院認証評価の実施に向け、評価基準、評価方法等の見直しを検討するため、法科大学院認証評価検討ワーキンググループを設置した。 ○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、5月に教員組織調査担当者に対する研修を、6月に法科大学院認証評価に係る評価担当者に対する研修をそれぞれ実施した。 研修では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」等を用いて、実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。</p>	A	
<p>③ 評価の実施 各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成17年度から、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施する。 平成19年度から、大学からの申請に基づいて評価（本評価）を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成19年度に申請を受け付けた法科大学院について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該法科大学院を置く大学に提供し、並びに公表する。</p>		<p>○ 以下のとおり評価を実施した。 （本評価について） ① 書面調査の実施（9月まで） 本評価では、評価部会において、対象法科大学院を置く16大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。なお、教員組織に関する評価をより適切なものとするため、教員組織調査専門部会による教員の授業科目適合性の調査を行った。これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。 ② 訪問調査の実施（10～12月） 本評価では、書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、各対象法科大学院ごとに法科大学院関係者との面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。 ③ 評価結果の審議等（平成21年3月まで） 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、各対象法科大学院を置く大学に通知した。その後、1大学から、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあったため、当該申立てに対する審査を行う意見申立審査専門部会を開催し、その審査結果を踏まえ法科大学院認証評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定した。 ④ 評価結果の通知、公表 法科大学院評価基準に適合していると認められた場合には適格認定を行い、平成21年3月に各対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院の評価結果を通知した。平成20年度に評価対象となった16法科大学院のうち14校が適格と認定された。また、評価結果を「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。 なお、意見の申立てのあった2大学（うち1大学が適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立て）については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象法科大学院を置く大学に送付するとともに公表した。 （追評価について） ① 書面調査の実施（9月まで） 追評価では、追評価専門部会において、平成19年度の本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を置く大学のうち、3大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、本評価時に満たしていないと判断した基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。 ② 評価結果の審議等（平成21年3月まで） 書面調査及び訪問調査を経て、追評価専門部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、意見の申立の手続のため、各対象法科大学院を置く大学に通知した。その後、法科大学院認証評価委員会において評価結果を確定した。 ③ 評価結果の通知、公表 3法科大学院すべてに対して先の評価と併せて適格認定を行い、平成21年3月に対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院の評価結果を通知した。また、評価結果を「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 以下のとおり年次報告書等の分析・調査を実施した。 ① 書面調査の実施（8月まで） 平成19年度の本評価において適格認定を受けた法科大学院を置く大学</p>	A	

			<p>から提出された法科大学院年次報告書及び平成19年度の本評価を受けた法科大学院を置く大学から届出のあった評価実施後の変更届について、年次報告書等専門部会において教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。</p> <p>② 評価結果への付記事項の確定・公表（平成21年3月まで） 書面調査を経て、法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項（案）を決定し、それに対する当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、法科大学院認証評価委員会において評価結果への付記事項を確定し、当該法科大学院を置く大学に対して評価結果への付記事項を通知した。 また、評価結果への付記事項については、「教育課程又は教員組織に係る重要な変更に対する評価結果への付記事項」として機構のウェブサイトに掲載した。</p>		
	<p>③ 評価の受付 平成21年度に実施する評価について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。</p>		<p>○ 平成21年度に実施する評価の申請を受け付けるため、平成20年7月に依頼文書「平成21年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」及び「平成21年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。 平成21年度に実施する法科大学院認証評価（追評価）については、平成21年3月に「平成21年度に実施する法科大学院認証評価（追評価）の申請手続について」を対象となる法科大学院を置く3大学に送付した。</p> <p>○ 平成20年6～8月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う法科大学院認証評価についての周知に努めた。</p> <p>○ 評価の申請の受付に先立って、法科大学院を置く各国公立大学に対し、認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施した。</p> <p>○ 平成21年度に実施する法科大学院認証評価について、3大学からの申請を受け付けた。</p>	A	
<p>④ 評価結果の検証等 評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成19年度に予備評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。</p>		<p>○ 平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に評価研究部及び評価事業部で検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 また、把握された課題については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成20年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの活用を行った。</p> <p>○ 検証の実施にあたっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容を基に分析することとした。</p> <p>○ アンケート調査の結果から、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であることが確認され、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることが確認された。 一方で、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担は改善が図られつつあると認識されているものの、引き続き効率的な作業が行えるよう負担の軽減を図っていくことが望まれている。また、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、社会からの理解、支援を得ていくためにも、評価の公表方法などを総合的に検討していくことが望まれているなどの課題点が明らかとなった。</p> <p>○ 検証結果については、平成21年1月に「平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。</p> <p>○ 平成20年度の評価結果の確定に先立ち、検討グループにより、平成20年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成20年12月25日付で評価担当者に、平成21年3月30日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。</p> <p>○ 17年度から19年度の経年データについて集計し、基礎データとして活用できるようにした。</p>	A	<p>○ 平成19年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価される。</p>
<p>⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。</p>	平成20事業年度年度計画なし		—	—	
<p>(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価</p>	<p>(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価</p>	<p>○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況に関する評価を適切に行っているか。</p>	<p>○ 国立大学教育研究評価委員会の下に置く達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織のそれぞれの評価目的や評価対象を踏まえ、委員及び専門委員約800人を適切に配置した。</p> <p>○ 評価担当者に対する研修については、評価結果の具体的なイメージを示し書面調査の留意点を説明するなど工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、国立大学法人等の教育研究活動の評価目的、内容及び方法等について、評価担当者の共通認識を深めた。</p> <p>○ 評価の実施については、86国立大学法人及び4大学共同利用機関法人に対し予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成21年2月に評価結果を決定し、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。なお、最終的な評価結果は、文部科学省国立大学法人評価委員会において決定され、各国立大学法人等に通知された。</p>	A	<p>○ 国立大学法人の教育研究評価について、90法人の同時期の評価は膨大な業務量となることから、正規職員に加え臨時職員で体制増強を行い、また、委員会や部会等を配置し適切な体制を組織して混乱なく実施したことは評価される。</p> <p>○ 約800人の委員、専門委員の必要数を確保し、評価担当者全員に対して2回にわたり研修を実施して評価担当者の共通認識を高めて評価を実施するなど、十分な準備を行って評価を行ったことは評価される。</p>
<p>① 評価方法の開発 国立大学教育研究評価委員会（仮称）を設置し、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法を開発す</p>	平成20事業年度年度計画なし		—		

<p>る。</p> <p>② 評価体制の整備等 評価実施に向けて、研究活動の調査・分析体制を含む必要な評価組織、業務体制を整備する。 また、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。</p>	<p>① 評価体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織を置き、それぞれの評価目的や評価対象を考慮し、適切な評価担当者の配置を行う。 各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。 		<p>○ 評価を実施するため、国立大学教育研究評価委員会の下に置く達成状況判定会議（8グループ）に委員14人及び専門委員171人、現況分析部会（10学系部会）に専門委員260人、研究業績水準判定組織（66専門部会）に専門委員344人を配置した。また、評価報告書（案）に対する各国立大学法人等からの意見の申立てに対応するため意見申立審査会を設置し、委員4人及び専門委員4人を配置した。</p> <p>○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価結果の具体的なイメージを示し書面調査の留意点を説明するなど工夫を図りつつ、国立大学法人等の教育研究活動の評価目的、内容及び方法等に関する研修を4月から5月までの間に達成状況判定会議の評価担当者向け及び現況分析部会の評価担当者向けにそれぞれ2回実施した。</p>	A	
<p>③ 評価の実施 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から評価を行う。</p>	<p>② 評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 達成状況判定会議においては、国立大学法人等の教育研究に係る中期目標の達成状況について、書面調査及び訪問調査により分析を行い、評価報告書の原案を作成する。 現況分析部会においては、評価の対象となる学部・研究科等の現況について、書面調査により分析を行う。 研究業績水準判定組織においては、学部・研究科等の各研究業績の水準について、書面調査により判定を行う。 評価の実施に向けて、大学情報データベースを活用して、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。 各評価担当者に対し、各国立大学法人等から提出される実績報告書等とともに、上記で収集・蓄積、分析されたデータを大学情報データベースにより、評価担当者に提供する。 国立大学教育研究評価委員会は、評価報告書を決定し、当該国立大学法人等及び文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表する。 		<p>○ 以下のとおり実施した。</p> <p>① 達成状況判定会議（書面調査及び訪問調査） 各国立大学法人等から6月末までに提出された達成状況報告書を書面調査及び訪問調査により分析を行い、達成状況判定会議の審議を経て、達成状況の評価結果（原案）をとりまとめた。 さらに、現況分析部会から提出された現況分析結果（原案）とあわせて評価報告書（原案）としてとりまとめた。（12月まで）</p> <p>② 現況分析部会（書面調査） 各国立大学法人等から6月末までに提出された学部・研究科等の現況調査表（1,415組織）を書面調査により分析を行い、現況分析部会の審議を経て、現況分析結果（原案）をとりまとめた。（12月まで）</p> <p>③ 研究業績水準判定組織（書面調査） 各国立大学法人等から6月末までに提出された研究業績説明書（約2万件）を書面調査により判定を行い研究業績判定結果一覧としてとりまとめ、達成状況判定会議及び現況分析部会に提出した。（8月まで）</p> <p>④ 大学情報データベース（情報提供） 各国立大学法人等の協力の下、データの収集・蓄積、分析を行いデータ分析集等を作成し、平成19年度と同様に各国立大学法人等に提供した。また、委員及び専門委員にも印刷して送付し、分析集等を大学情報データベースからダウンロードすることにより利用できるようにした。（7月まで）</p> <p>⑤ 国立大学教育研究評価委員会（評価報告書の決定、公表） 達成状況判定会議がとりまとめた評価報告書（原案）を国立大学教育研究評価委員会において審議の上、評価報告書（案）としてとりまとめ、各国立大学法人等に通知した。その後、意見の申立てのあった53国立大学法人等について、その内容を再度審議を行い、評価結果として決定した。評価結果は、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、機構のウェブサイトに掲載し公表した。 なお、最終的な評価結果は、文部科学省国立大学法人評価委員会において決定され、各国立大学法人等に通知された。 また、機構から各国立大学法人等に対し、中期目標の項目ごとの達成状況の判定結果や現況分析結果における質の向上度の事例ごとの判定結果が次期中期目標・中期計画の策定作業に活用できるよう、判定結果の一覧を送付した。（平成21年3月まで）</p>	A	<p>○ データベースの整備に力を注いでいることは評価される。</p>

(2) 学位授与 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
学位授与	学位授与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。 ○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士として認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国において大学以外で学位を授与することができる唯一の機関として、短期大学・高等専門学校卒業業者等の単位積み上げ型の学習者からの学位授与申請に対し、厳正な審査の下、規則に定められた審査期間内に学位を授与することができた。 ○ 短期大学・高等専門学校卒業業者等の単位積み上げ型の学習者に対しては、4月期と10月期に申請を受け付け、厳正な審査の下、2,723人に対して申請後6月以内に学士の学位を授与した。 ○ また、省庁大学校の課程修了者に対しては、厳正な審査の下、学士については1,043人に対して申請後1月以内に、修士及び博士については修士143人、博士19人に対して規則に定められた審査期間内に学位を授与した。 ○ これにより平成20年度は、新たに3,928人に対して学位を授与し、平成3年度からの総計では、46,232人に対して学位を授与した。 ○ 短期大学・高等専門学校の専攻科の認定、及び教育施設(省庁大学校)の課程の認定に係る審査についても、滞りなく遂行することができた。これにより、平成21年4月1日現在における認定専攻科は246専攻(133校)、認定課程は15課程(7大学校)となった。 ○ これらの審査・学位授与にあたっては、全国の国公立大学の教員等の参画を得て、総勢約400人の専門家により審査を厳正に行い、学位取得の機会を拡大すると同時に機構が授与する学位の質を確保した。 ○ なお、平成20年度においては、短期大学・高等専門学校卒業業者等への学位授与に関して、インターネットを利用した「電子申請」による申請も可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度においては、短期大学・高等専門学校卒業業者等への学位授与に関して、インターネットを利用した「電子申請」による申請も可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図ったことは高く評価される。また、修士に関しても、年度内授与制度の構築と実施等、利用者側に立った改革は高く評価される。 ○ 審査体制の充実のために審査委員の増員を図り、厳正な学修成果・試験を実施した上で、単位積み上げ型の学習者については学士2,723人及び省庁大学校の課程修了者についても学士1,043人、修士143人、博士19人に対して学位を授与したことは評価される。
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期大学・高等専門学校卒業業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期に申請受付を行った後、申請書類の確認作業を行い、専門委員会・部会における修得単位の審査と学修成果・試験の審査を経て、学位審査会で可否を判定し、合格と判定された2,723人に対して申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。 ○ 学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。 ○ 平成18年度10月期申請者から、学位記を申請者本人に送付する直接送付に加え、在学機関を通じて学位記を受け取ることができる機関送付ができることとしており、平成20年度においては、1,227人がこの制度を利用して学位記を受け取った。 ○ 時代に即応した、よりの確かな審査を行うため、また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定した。 ○ 学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的にこれまで構築を進めてきた「学位授与業務支援システム」のうち、「試験問題作成支援システム」、「科目審査支援システム」に続き、「電子申請システム」が運用開始した。これにより、これまで学位授与申請は郵送による申請のみであったが、平成20年度4月期からは、インターネットを利用した「電子申請」を可能とした。 ○ 認定の申出のあった短期大学と高等専門学校の専攻科に対して、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定めた規則に基づいて、教育課程及び教員組織等の審査を行い、6専攻(6校)を新たに認定するとともに、認定の再審査を行った2専攻(2校)を認定し、設置者に通知した。これにより、平成21年4月1日現在における認定専攻科は、246専攻(133校)となった。 ○ 教育の実施状況等の審査の対象47専攻(29校)に対して、認定同様に、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づいて、審査を行い、審査対象専攻科すべてを「適」と判定し、設置者に通知した。 ○ 平成20年度は、学位審査会の下に、52の専門委員会・部会を設置した。なお、時代に即応した、よりの確かな審査を行うため、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設置したことから、この専攻の区分に対応する専門委員の委嘱を行った。 ○ 学位授与者に対するアンケート調査から得られた学位授与制度の認知、申請手続・学修成果の作成・試験に関する意見の分析を行い、その結果を踏まえ、「新しい学士への途」、「学位授与申請書類」の改善に反映させた。 ○ 平成19年度に実施した外部検証において、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充について指摘がなされたところであり、これに対応して、審査委員の増員を図った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単位積み上げ型の学習者に対して、公的機関として、学習成果を保証して、その努力を認めるといった社会的意義を果たしていることは評価される。 ○ 学士に関する学位授与申請者が増加傾向にある中で、サービス内容の向上を柔軟に進めていることは評価される。特に、申請者本人でなく、在籍機関を通じて受け取る仕組みで申請者の満足感を増加させた、認定専攻科負担軽減措置、電子申請システムの開始、障害者への対応、不合格者へのフィードバック等々、きめ細かい対応は、国民の学習意欲向上に貢献するものと期待される。 ○ 学位授与者に対するアンケート調査や外部検証等により課題を抽出し、それらを申請手続き、広報、審査などの業務に反映させるなどの改善を図ったことは評価される。 ○ 視能矯正学に関する新たな専攻の区分を追加するなど、学習機会の多様化や学問分野の進展に対処していることは評価される。
① 毎年度2回、4月期と10月期に申請受付を行う。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者による学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。	① 当該年度2回(4月期と10月期)の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者による学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としての水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期大学・高等専門学校卒業業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、以下のとおり申請の受付、審査を行った。 ① 「申請の受付」4月期と10月期に学位授与申請の受付を行った。 ② 「申請書類の確認」申請書類の内容の検査を行い、不備・不明な点を解消した。 ③ 「修得単位の審査」専攻の区分ごとに設置される専門委員会・部会において、申請者の修得単位が機構の定める基準を満たしているかどうかを判定した。 ④ 「小論文試験又は面接試験」申請者が提出した学修成果(レポート・作品等)に基づいて、4月期申請は6月、10月期申請は12月に試験を実施した。 ⑤ 「学修成果・試験の審査」専攻の区分ごとに設置される専門委員会・部会において、各申請者が当該専攻に係る学士の学力の水準を有していると認められるか(学修成果のテーマが専攻に関するものとして適切か、学修成果の内容が学士の水準に達しているか、学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか)を判定した。 ⑥ 「可否判定」各専門委員会・部会の判定案をとりまとめ、4月期は8 	A	

		<p>月、10月期は2月に学位審査会を開催し、可否の判定を行った。</p> <p>○ 以上を経て、合格と判定された2,723人に対して、申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。</p> <p>○ 平成18年度10月期申請者から、学位記を申請者本人へ送付する直接送付に加え、在学する機関を通じて受け取ることができる機関送付ができることとしており、平成20年度においては、1,227人がこの制度を利用して学位記を受け取った。</p>			
② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。	② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また、必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の審査の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。	<p>○ 高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定した。</p> <p>○ 申請者が申請にあたり授業科目を分類しやすいように、専攻の区分「鍼灸学」、「音楽」、「社会科学」、「芸術工学」の修得単位の審査の基準について、専門科目及び関連科目の区分を追加・変更するとともに、「専門科目の例」を追加・変更した。</p>	A		
③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	<p>○ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公立大学の教員等で高度の学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に係る教育課程・教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家398人（専門委員353人、臨時専門委員45人）【うち単位積み上げ型による学士の学位授与に係る専門家322人（専門委員302人・臨時専門委員20人）】の協力を得て、52の専門委員会・部会を設置した。</p> <p>○ 「小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である」との専門委員からの意見を踏まえ、専門委員会・部会ごとの委員数を調整し、委員の負担の軽減を図った。</p> <p>○ 時代に即応した、よりの確な審査を行うため、新たに専攻の区分「視能矯正学」を設定したことから、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会・視能矯正学部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。</p>	A		
④ 平成17年度より、学位授与の審査における不合格者に対し、当該不合格者の今後の学修に資する等の観点から、より丁寧に不合格の理由を明らかにするなど、その理由を申請者へ伝える方策の改善を図る。	④ 学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。	<p>○ 「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不となった申請者に対して、不可の理由がより明確となるよう通知している留意事項について、一層理解しやすいよう、文言の検討・改善を行い、当該申請者に対して通知した。</p> <p>○ 現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知等では、申請者に学位審査会や専門委員会・部会の判定の意図が伝わらないと考えられる場合で、同様の理由によりおおむね2回以上不合格となった者に対して、必要に応じて、別途理由を伝えることにより、申請者にとって、不可となった理由がさらに明確となった。</p>	A	<p>○ 「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不となった申請者に対して、不可の理由がより明確となるよう通知している留意事項について、一層理解しやすいよう、文言の検討・改善を行い、当該申請者に対して通知するとともに、現行の不可判定理由の通知などでは、申請者に学位審査会や専門委員会・部会の意図が伝わらないと考えられる場合、同様の理由により概ね2回不合格となった者には、必要に応じて別途伝えることを可能としたことにより、不可となった理由がさらに申請者に伝える改善を図っていることは評価される。</p>	
⑤ 申請者等の利便性を図るため、本機構が行う学位授与制度や申請方法等について、積極的にわかりやすく情報提供を行う。	⑤ 本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。	<p>○ 申請者の利便性の向上を図るため、利用者等の意見を反映し改善した「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」を作成し、印刷媒体で配付するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。なお、平成21年度版の書類から、資料請求の対応を業務委託し、電話やインターネットによる資料請求が可能となった。これにより、資料請求者の利便性ととも、機構の業務の効率化を図った。</p> <p>○ 平成21年度版の「新しい学士への途」について、申請者にとって一層理解しやすいよう用語等語等の改訂を行い、さらに、「電子申請」についての申請の流れ等をよりわかりやすく記載した。また、「学位授与申請書類」については、「電子申請」及び「郵送申請」の具体的な申請方法をより詳しく掲載した。</p>	A	<p>○ 「新しい学士への途」は、申請者にとって一層理解しやすいよう毎年度改訂を行い、さらにインターネット等による資料請求が可能となり、資料請求者の利便性ととも、機構の業務の効率化を図ったことは評価される。</p>	
⑥ 平成20年度までにできるだけ速やかに、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。	⑥ 学位授与事業支援システムの中核となる3システムのうち電子申請システムを本運用し、学位授与事業支援システム全体を本格稼働して、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。	<p>○ これまで学位授与申請は、郵送による申請のみであったが、平成16年度から段階をおって準備を進めてきた「電子申請システム」が平成20年度から運用開始となり、平成20年度4月期申請からは、インターネットを利用した「電子申請」を可能とした。</p> <p>○ 「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、既に稼働している「科目審査支援システム」及び「試験問題作成支援システム」に加えて「電子申請システム」が本格稼働することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化、効率化のための情報基盤が整備された。</p>	A	<p>○ 電子申請を平成20年度から実施したことは、利用者の利便性の向上と業務の効率化の観点から評価される。</p>	
⑦ 小論文試験の会場を1カ所以上増設する。	⑦ 申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。	<p>○ 試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。</p>	A		
⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、障害等の種類、程度に応じ手話通訳や点字といった受験上の特別措置を講じる。	⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。	<p>○ 平成20年度は、4月期申請では3人、10月期申請では5人から受験上の特別措置の申出があり、それぞれの障害等の状況に応じて、試験日の別設定、車椅子の持参使用、試験時間の延長等のきめ細かな措置を講じた。また、試験当日の体調不良等、各試験場において急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながらその措置内容を決定するなど、きめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。</p>	A	<p>○ 障害等の状況に応じて、試験日の別設定、車椅子の持参使用、試験時間の延長等の障害者に対するきめ細かな配慮は評価される。</p>	
⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出を受けて、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。	⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成20年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。	<p>○ 平成21年度からの認定を希望する短期大学及び高等専門学校の専攻科6専攻（6校）から認定の申出があり、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づいて、審査を行った。審査にあたっては、教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるか等についての審議を行い、新たに6専攻（6校）と、再審査を行った2専攻（2校）を認定し、平成21年2月に設置者に通知した。</p>	A		
⑩ 認定された専攻科の教育が大学教育に	⑩ 認定を受けた専攻科の教育が大学教育	<p>○ 短期大学又は高等専門学校の認定専攻科における教育の質の保証を確保</p>	A		

<p>相当する水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p>	<p>に相当する水準に維持されていることを確保しつつ、同時に審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図る観点から、原則として最初は5年後に、それ以降は7年ごと当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p>		<p>するため、短期大学の認定専攻科20専攻（16校）及び高等専門学校の認定専攻科27専攻（13校）に対して、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準に準じ、機構が定める規則に基づいて、教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の47専攻（29校）すべてを「適」と判定し設置者に通知した。</p> <p>○平成18年度から、これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用し、審査事務の省力化を図っている。</p> <p>○平成19年度には、専門委員会・部会での審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、教育の実施状況との審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正（平成21年度からの適用）するとともに、同時に、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）している。さらに、兼任教員（非常勤講師）は「教育研究業績書」の提出を省略することができるよう規則を改正（平成20年度からの適用）した。</p>		
<p>⑪ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。</p>	<p>⑪ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。</p>		<p>○ 専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成18年度から、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにしている。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続の省力化を図ることができた。</p> <p>なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとっては理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っている。</p>	A	
<p>⑫ 学位取得者等に対するアンケート調査を実施し、その結果等も踏まえ、外部の有識者からなる検証組織により単位積み上げ型による学士の学位授与業務について検証等を行う。</p>	<p>⑫ 学位取得者に対するアンケート調査を実施する。 また、平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。</p>		<p>○ 学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封したところ、4月期で376人に送付して284人から回答があり、例えば「学位を取得したことに対する現時点での満足度は10点満点で何点くらいですか」という質問に対して、平均8.5点という回答を得た。このアンケート調査の分析から得られた知見に基づき、平成21年度版「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」について、用字用語について見直しを図る、「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法をより詳しく掲載するなどの見直しを行った。</p>	A	
<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について</p>	<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について</p>	<p>○ 省庁大学校修了に基づく申請に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士として認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。</p>	<p>○ 認定の申出のあった防衛大学校総合安全保障研究科後期課程について、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定めた規則に基づき、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について審査を行い、大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として新たに認定するとともに、認定の再審査を行った職業能力開発総合大学校長期課程を大学の学部に対応する教育を行う課程と認定し、設置者に通知した。これにより、平成21年4月1日現在における認定課程は、大学の学部に対応する教育を行う課程7課程（7大学校）、大学院の修士課程に対応する教育を行う課程5課程（4大学校）、大学院の博士課程に対応する教育を行う課程3課程（2大学校）となった。</p> <p>○ 教育の実施状況等の審査対象の4課程（2大学校）に対して、認定同様に、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、厳正な審査を行い、審査対象課程のすべてを「適」と判定し、各所管省庁及び設置者に通知した。</p> <p>○ 省庁大学校の認定課程修了者1,205人に対して、学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書の審査を行い、合格と判定された1,043人に対して規則どおり申請後1月以内に学位を授与し、修士及び博士については、単位修得及び課程修了に係る証明書の審査、また、論文審査及び面接による口頭試験を実施し、合格と判定された修士115人、博士19人に対して規則に定められた審査期間に学位を授与した。また、修士については、平成19年度に、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与申請ができるスケジュールを新たに設定した。平成20年度は、このスケジュールに即し、平成20年12月に申請を受け付け、厳正な審査を行った上で平成21年3月に、28人に対して修士の学位を授与した。</p> <p>○ 学位審査会の下に、専門委員会・部会を設置した。なお、特に修士及び博士の審査にあたっては、専門性が高いため、申請者の専攻の区分及び論文の内容に応じて、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。</p> <p>○ 平成19年度に実施した外部検証において、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充や、省庁大学校との相互理解の推進等が指摘されたところであり、これに対応して、審査委員の増員、委嘱対象範囲の拡大等の措置を講じた。</p>	A	<p>○ 審査体制の充実のため、審査委員を増員したことや、専門性の高い修士、博士の審査にあたっては、専攻区分等に応じた臨時専門委員を委嘱するなどの体制の整備を図り、厳正な審査を行い、審査期間内に学位を授与したことは評価される。</p>
<p>① 省庁大学校の教育課程の認定申出を受けて、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。</p>	<p>① 省庁大学校の教育課程の認定申出については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成20年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。</p>		<p>○ 平成21年度からの専攻科の認定を希望する防衛大学校総合安全保障研究科から認定の申出があり、課程の認定の再審査を行うこととなった職業能力開発総合大学校長期課程とともに、学位審査会及び専門委員会・部会において、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、審査を行った。審査にあたっては、大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化と質の保証を確保するため、教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等についての審議を行い、新たに認定申出課程を大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として、再審査対象課程を大学の学部に対応する教育を行う課程として認定し、平成21年2月に設置者に通知した。</p>	A	
<p>② 認定された教育課程の教育が大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p>	<p>② 認定を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、原則として5年ごとに当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p>		<p>○ 省庁大学校の認定課程における教育の質の保証を確保するため、防衛医科大学校医学教育部医学科及び医学研究科、独立行政法人水産大学校本科及び水産学研究所の2校4課程に対して、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じ、機構が定める規則に基づいて、審査を行った結果、審査対象課程のすべてを「適」と判定し、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。</p> <p>○ 専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、平成18年度及び平</p>	A	

	を求める。		成19年度に引き続き、第1回学位審査会（5月）において、あらかじめ審査を取り進めることの了承を得て、7月及び9月の専門委員会・部会において審査を行った。 ○ なお、認定年度から考えると、当該4課程については平成19年度又は平成21年度に審査を行うこととなっていたが、年度によってかなり審査対象数が偏っていたことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の了承を得た上で審査年度を平成20年度に変更し、審査を行った。		
③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家等で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。	③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家等で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。		○ 申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①修士及び博士の学位授与審査に係る論文審査及び口頭試問、②課程認定等に係る審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。 ○ また、修士及び博士の審査にあたっては、申請者の専攻区分及び論文の内容に応じて、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。 平成19年度から、修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことに伴い、論文審査及び口頭試問の審査を担当する専門委員の負担が増大することが見込まれるため、平成20年度から臨時専門委員の委嘱範囲を拡大し、現役の大学教授に加え、一定の条件の下、名誉教授や准教授、その他機構の客員教授及び特任教授の職務にある者についても委嘱を認めることとした。また、大学院教育における新しい学際・複合領域の拡大を踏まえて、3人の専門委員のうち1人については、関連する周辺領域からの選考を可能として、特に機構の学位授与制度に精通し、かつ、それぞれの専門領域に係る研究を行っている学位審査研究部の教員の関与を積極的に進めることとした。これにより、平成20年度は、機構の准教授1人及び客員教授2人に臨時専門委員を委嘱した。	A	
④ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。	④ 教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。		○ 課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成18年度から、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにしている。このことにより、課程の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続きの省力化を図ることができた。 なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとっては理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っている。	A	
⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対し、毎年度、学士、修士又は博士の申請受付を行う。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。	⑤ 当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。 これに加えて、修士については、希望する申請者に対し、新たに省庁大学校修了見込みの時点での申請も受け、当該修了年度内に学位を授与できる日程で、同様の審査を行う。		○ 申請者の便宜等も考慮し計画どおり実施した。具体的には、 ① 学士については、7大学校7課程の修了者から申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された1,043人に申請後1月以内に学士の学位を授与した。 ② 修士については、4大学校5課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された115人に規則に定められた審査期間に修士の学位を授与した。 また、修士については、平成19年度に、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを設定した。このスケジュールに即し、3校3課程の修了見込者から申請があり、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、その後、それぞれの単位修得及び課程修了確認を行った上で、学位審査会で合格と判定された28人に年度内に修士の学位を授与した。 ③ 博士については、2大学校2課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された19人に申請後6月以内に博士の学位を授与した。 ○ 学士、修士、博士のそれぞれの学位の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、学位授与の審査にあたっては、個々の申請者の専攻の区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。	A	○ 修士学位の年度内授与を実施した点は評価される。
⑥ 外部の有識者からなる検証組織により省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証等を行う。	⑥ 平成19年度に実施した外部の有識者による検証の結果等に基づき、必要に応じて業務の見直しを図る。		○ 平成19年度に実施した外部検証において、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充や、省庁大学校との相互理解の推進等が指摘されたところである。これに対して、学位の質保証のためには審査委員の確保とその負担軽減が重要であることから、審査委員の増員、委嘱対象範囲の拡大等の措置を講じた。	A	

(3) 調査及び研究 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
調査及び研究	調査及び研究	○ 機構の行う大学評価事業及び学位授与事業に資するという観点から、それらに関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の両業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらに使命を果たすために、機構では「大学の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマで調査研究を推進している。これらのテーマの下、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習社会において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステム等、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。 ○ これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究に関わる国際交流も精力的に行っている。	A	○ 大学評価・学位授与を業務とする大学評価・学位授与機構に高等教育研究の部門（評価研究部・学位審査研究部）が設置されていることは評価される。 ○ 評価及び学位に関する研究は、着実に成果が上がっており、科学研究費補助金等も積極的に活用している。 ○ 調査研究の成果を、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表しており、調査研究に関わる国際交流も精力的に行っていることは評価される。
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	○ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構内の大学評価に関する①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトは中期計画及び年度計画に沿って活発に実施されている。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果は多くの学術論文誌への掲載、学会発表等を行うなど成果が上がっている。 ○ 大学評価及び学位授与を中心として、これらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を平成20年度に2号発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。	A	○ 大学評価に関わる5プロジェクトを推進中であり、それぞれ大学評価業務とのつながりを持ちながら研究が進められており、当機構の利点を生かした相乗効果のあるものであり、評価される。ただし、大学評価に適用可能な民間経営手法に関するプロジェクトは、課題設定が難しいことから、研究成果が分かりにくいいため、課題設定を再度検討する必要があるものと思われる。 ○ 評価研究の成果を広く公表していることは評価される。
1) 調査研究プロジェクト（()内は中期目標との主たる関係)	1) 調査研究プロジェクト		○ 平成20年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の活用研究、④大学評価における情報技術（IT）の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。	A	
① 大学評価の手法、評価指標の研究開発（目標①、⑤） 平成17年度までに、大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。	① 大学評価の手法、評価指標の研究開発前年度より継続して以下の研究を行う。 ・ 前年度後半から実施している、大学情報データベースのデータを実際に用いた定量的分析を継続して行うことにより、データ・指標の有効性や解釈の方法に関する調査研究を行い、機構の大学情報データベースの将来的な改修や、大学評価における定量データの使用のあり方について検討し、取りまとめを行う。 ・ 大学等の研究パフォーマンスや研究実施構造の定量的分析を行い、今後の大学評価に参考可能な分析手法・結果のあり方を検討し、必要に応じて研究開発に結びつける。		○ 平成20年度は、大学情報データベースに入力されたデータを用いて、教育成果に関連する指標（標準修了年限内卒業率、進学率、就職率、留年率、退学率等）、入学状況に関連する指標（受験倍率、入学定員充足率等）、研究活動に関連する指標（外部研究資金の構成、科学研究費補助金の申請数、内定数、内定率、産業界との共同・受託研究費等）等に関する分析を行った。それにより、分野によって指標の平均値だけでなく分布形態にも大きく違いがあり、指標の解釈や評価への活用においてもその差違を重視する必要があること等が示唆された。分析結果はその一部を機構主催の大学情報に関するセミナーで報告するとともに、調査報告書としてとりまとめた。 ○ あわせて研究活動を対象とする調査研究として、平成19年度に実施した研究支援環境と研究成果に関する統計的調査を学術論文としてまとめるとともに、外部の論文データベースを用いて大学ごとの論文数や引用数の法人化以降の推移や、研究者の共同研究の実施状況と研究パフォーマンスに関する分析等を実施し、その一部は学術論文にまとめた。	A	
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究（目標①、⑤） 平成17年度までに、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。	② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究 本年度は次の調査及び研究を行う。 ・ 平成19年度の調査を踏まえ、教育活動の改善に資する効果の高いプログラムについて検討、研究をすすめる、モデル提案を行う。 ・ 高等教育機関におけるファカルティ・ディベロップメント活動について、教育の質の向上に資するシステムのあり方を検討し、必要に応じて研究開発に結びつける。		○ 教育業績の評価と教育活動の改善に資する手法である「ティーチング・ポートフォリオ」に焦点を絞って研究を行った。平成19年度に米国型のティーチング・ポートフォリオのワークショップを開催済みであるが、日本の実情には適さない部分もあるため、ワークショップ参加者へのアンケート調査やインタビューを実施し、日本の大学の状況に適したワークショップを提案した。その内容は大学教育学会において発表を行い、実際にそのワークショップを8月に実施した。このワークショップ形態は参加者からの支持を得ることができ、日本型モデルが提案できた。 また、本プロジェクトでは、ティーチング・ポートフォリオの概要を記したパンフレットを作成し1,200部を配布し普及に努めた。このパンフレットをきっかけにワークショップに参加した教員が所属先において平成21年1月に学内ワークショップを成功させている。以上の成果については、大学教育学会のラウンドテーブルとして発表されたほか、報告書として公開した。 ○ ティーチング・ポートフォリオを拡張し、教育のほかに、研究やサービスについて記すアカデミック・ポートフォリオについて、米国でのワークショップに参加した（平成20年5月、テキサス）。さらに、アカデミック・ポートフォリオについての専門書の翻訳を進め、3月末時点で初校の校正作業に入っており、平成21年度の5月に刊行の予定である。さらに、これらの成果を踏まえて平成21年度にはアカデミック・ポートフォリオを主題の一つとするシンポジウムを開催予定である。 ○ 高等専門学校を対象に授業評価の結果の活用について質問紙調査を行った。主として授業評価結果の情報伝達の流れについての組織図チャートを解析した結果、情報活用について階層性がみられることがわかり、学会発表を行った。	A	

<p>③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究（目標②，⑤） 平成17年度までに、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、大学外の組織の評価の、最新状況及び理論の把握、及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。</p>	<p>③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究 前年度研究より、大学評価の大きな課題として評価の前提となる計画立案力の問題が明らかになってきた。他方、病院や民間非営利組織あるいは企業においては、計画立案力をサポートする評価手法のいくつかが開発されている。そこで、本年度はこれらの手法のレビューと ・手法のレビューと整理 ・大学での試行実験 ・他大学の実用事例の分析 を行った上で、先の手法の適用可能性や活用方法、さらには留意点を明らかにし、必要に応じて研究開発に結びつける。</p>		<p>○ 平成19年度調査・研究において、大学評価を有効なものとするためには、評価の基礎となる大学側の目標・計画の策定能力が重要であることが明らかとなったことを受け、以下の事項を行った。 ① 計画立案力を向上させるための各種思考支援ツールについて、10手法のレビューをし、PDCAサイクル別にその機能を整理した。 ② その中から、特に、計画からモニタリングまでを一貫してデザインするバランスド・スコアカードに着目し、実際に大学の協力を得て演習を試みながら適用可能性を探った。その上で、機構の「大学評価フォーラム」の一貫として、ワークショップを開催し30大学代表者を対象にSWOT分析の演習を実施し、良好な感想を得た。 ③ 得られた知識・手法を学内で実践するためには、学内体制の問題をクリアしてゆかねばならないことも明らかになってきた。だが、体制の問題は大学のガバナンスというもっとも重厚な問題に直結することになる。そこで、20年度は導入的な試みと位置づけ、「評価」と「計画立案」を切り口に、これらを効率的・効果的に行う条件を見出すために、国立（2）私立（2）大学の事例分析を行った。</p>	A	<p>○ 大学評価を有効なものとするための大学側の目標・計画の策定・運用等について、大学等の能力の向上を図るための活動は評価される。</p>
<p>④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究（目標③，⑤） 平成18年度までに、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、情報技術の活用法及び理論の最新状況の把握及び大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。</p>	<p>④ 大学評価における情報技術（IT）の活用研究 前年度までに実施した大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を踏まえ、大学評価を効果的に支援する情報技術の活用に係る研究を行う。 本年度は次の調査及び研究を行い、可能なものから研究開発に結びつける。 ・大学情報や評価支援に関連する情報技術の研究・開発動向の調査 ・教育情報を主体とした大学情報に関するデータベース拡張と構築及び大学評価を効果的に支援する情報システムの検討</p>		<p>○ 大学情報及び情報化に関連する最新の研究開発動向の調査に関しては、高等教育における評価のための資料・データの収集と情報技術の活用について調査研究を実施した。特に米国の高等教育関連機関におけるIR部門に注目し、資料収集や全国大会への参加等により調査を行った。とくに大学情報システムについては、全米教育統計センターが運営する中等後教育統合データシステムについて、大学情報の入力から分析にいたる情報システムの具体的な利用方法について詳細に調査を行った。研究結果の一部は、機構主催の大学情報に関するセミナーにおいて発表し、また文部科学省からの委託を受けて報告をとりまとめた。 ○ 情報の構造解析によるデータベースの構築と評価支援に関する研究調査に関しては、類似性の強い高等専門学校や逆に多様性に富む文理融合型の学際系の学科を対象として電子化されたシラバスの収集とその整理を行った。教育課程の比較システムに関しては、収集されたシラバスに含まれる用語の情報を活用するため適切な辞書を作成するなどし、用語の重み付け頻度情報を獲得し、それらシラバスデータの情報の分析及び多変量解析手法を用いることによる教育課程間の比較分析を行うなど、収集情報の評価への応用について検討を行った。また、情報可視化やデータ変動に関する検討を行った。分析結果の解釈として知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を引き続き検討した。得られた研究成果は学会、国際会議等での講演発表により公表した。</p>	A	<p>○ 大学情報システムに関する調査研究は、大学の評価情報のデータベースの構築と活用にとって重要であり、評価される。</p>
<p>⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究（目標④，⑤） 平成16年度に、平成12年度から15年度の試行的実施期間に機構が実施した評価の内容・方法について、総合的な検証を実施する。 平成20年度までに、評価実施校等に対して実施する調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。</p>	<p>⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究 平成19年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。 さらに、機構の認証評価に関する情報が一般社会に有効に活用されるような公開手法のあり方を検討するため、 ・高校の認証評価情報のニーズ分析 ・企業の認証評価情報のニーズ分析 に関する調査研究を行う。 本年度は、前年度までの研究を踏まえ、企業の認証評価情報のニーズ分析を主に行い、ニーズにあった認証評価情報のあり方について検討し、必要に応じて機構の評価に結びつける。</p>		<p>○ 平成19年度の評価実施校及び機構の評価担当者に対してアンケート調査を実施し、調査結果をとりまとめ分析した。分析・研究結果から、平成19年度に実施した認証評価については、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと等が確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。これらの分析結果は「平成19年度に実施した機関別認証評価の検証結果報告書」としてまとめ、自己点検・評価に反映させるとともに、評価の改善に役立てている。 ○ また、平成17年度からの3年間の全評価対象校のアンケート調査結果を基に統計的手法による研究を行った。3年間の検証結果の統計的手法による研究から、機関・組織内で改善の生ずる構造については、自己評価による適切な現状把握が改善促進につながることで、同時に第三者評価の結果が、外圧やインセンティブとして働くことが示された。 ○ さらに、認証評価の結果や大学等の情報が一般社会に有効に活用される手法のあり方としては、前年度から実施している高校を対象とした調査に加え、企業へのヒアリング調査を行った。分析の結果、企業は大学の教育戦略とその戦略に基づいて学習成果に関する明確な情報を必要としているが、現在大学が発信している情報には上記の情報は少ないとして、信頼性は非常に低いことがわかった。これらの分析結果から、大学の教育戦略・学習成果情報を分析、可視化できる支援ツール(L-POVシステム)のプロトタイプの開発を行った。</p>	A	
<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『大学評価』に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。</p>	<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。</p>		<p>○ 調査研究の成果は、『大学評価・学位研究』第8号に論文2件（共著含む）、研究ノート・資料2件、第9号に論文2件（共著含む）を掲載するとともに、機構のウェブサイトに掲載し公表した。 ○ 上掲の学術誌のほか、評価研究部教員の研究成果は、学術論文12編、著書（分担執筆）及び訳書1編、口頭発表10件、報告書原稿等3件、その他（記事）1件を通じて公開した。 ○ 公開研究会等の開催については、3回の研究会・シンポジウム・講演会を開催した。 ○ 研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得を支援している。特に評価研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金については、新規5件、継続2件が採択され、793万円の交付を受けた。また、平成21年度科学研究費補助金申請に関して、手続に関する留意点を説明したほか、不正使用防止に関して説明を行うなどの支援も行った。</p>	A	<p>○ 研究成果を生み出しているプロジェクトから積極的に論文発表がなされており、学術誌、ウェブなどを通じ、適切に公開されていることは評価される。 ○ 科学研究費補助金の不正使用防止に関しては、内部監査を行っており、今後も適正な使用がなされるよう体制を維持・向上していくことが期待される。</p>
<p>(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究</p>	<p>(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究</p>	<p>○ 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。</p>	<p>○ 機構は、我が国において大学以外で唯一学位の授与を行う機関である。学位取得への機会の拡大と厳正な審査過程の運用という命題のバランスを保ちながら学位授与を行うために、必要な学習の体系的な構成要件及び学習の成果の評価に関する調査研究と、その成果の普及は極めて重要な役割をもつものである。学位審査研究部の教員は常に実際の学位授与業務の運営を担い、同時にそれと並行して学位及び学位制度に関する研究を行い、理論の根拠として実態を見据えるという姿勢を支えられて調査研究を遂行</p>	A	<p>○ 学位を授与する大学以外の唯一の機関として調査研究をすることは、学位の質を保証するという意味で重要である。</p>

			<p>している。</p> <p>平成20年度は、より適切な学習の審査と学位の授与を行うために不可欠な調査及び研究を継続し深化させるとともに、これまでの成果を取りまとめて論文、報告書等により公表した。</p> <p>○ 調査研究の成果は、機構が発刊する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文7編、著書(分担執筆)・訳書9編、口頭発表11件、研究会主催13件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して広く情報提供を行った。</p>		
1) 調査研究プロジェクト(()内は中期目標との主たる関係)	1) 調査研究プロジェクト		<p>○ 平成20年度事業計画に従い、高等教育に関わる研究として①学位の構造・機能と国際通用性に関する研究と②高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習成果の評価に関する研究を遂行した。これらのテーマのもとで、(①-ア)学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究と(①-イ)機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究、(②-ア)、高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究と、(②-イ)高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究という4つのプロジェクトを遂行した。各プロジェクトは学位授与事業と密接に関係しているのみならず、日本の高等教育に寄与することを目的としている。これらの調査研究と並行して、学位授与事業の実務を支援し改善策を企画・提案するための実践的調査研究を行った。</p> <p>これらの学位と単位を中心とした高等教育に関する研究の遂行と、学位授与事業に直結する研究の遂行という二つの使命を共に果たすことに努め、各研究プロジェクトを計画に沿って着実に実施して所期の成果を上げた。</p>	A	
① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究	① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究		<p>○ 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究と、機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究という二つのプロジェクトの双方について、学位システム研究会の活動及び学位取得者に対するアンケート調査等を基盤として、計画に沿って着実に調査研究を実施し、研究のとりまとめを行った。</p>	A	○ 学位に関する研究、当機構との関連での学位授与制度の研究は着実に前進していると言える。特に国際的視点からの検討が重要であり、国際比較などが行われているが、一層の充実が期待される。
ア 学位の要件となる学習の体系的な構造の研究(目標①, ⑤) 学位を取得するために求められる学習の構成と要件について、学位・単位制度に関する理論的基底及び諸外国との比較を踏まえて研究する。	ア 学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向を踏まえて、学位の構造・機能に関する研究の取りまとめを行う。		<p>○ 平成16年度以来、高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員から成る「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方に関する具体的な調査研究を進めている。平成20年度には、「学位システム研究会WG(調査作業グループ)」(平成17年度設置)において共通の調査項目「学位システムの国際比較(各国対照表)」を用いて進めてきた、学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査(イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本)の成果をとりまとめ、各国対照表として完成させた。</p> <p>○ 理工学系の大学院修士課程教育の修了要件と学位審査の実態等の把握を目的として、平成19年度に実施した予備調査を踏まえて、全国の国公立大学の大学院理工学系研究科を対象に「大学院教育・修士の学位審査に関するアンケート」調査を行った。データの集計と分析に取り組むとともに、集計結果の概略を該当研究科・専攻に報告するための作業を行った。</p> <p>○ 主要国の学位・単位制度に関わる変化や改革の状況について最新動向を把握するとともにこれまでに実施した公開シンポジウムと講演会の成果をとりまとめ、情報の公開と発信に努めた。平成19年度に文部科学省から受託した先導的の大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」の一環として、平成20年3月に開催した講演会の報告書を刊行し、また、平成19年3月に主催したシンポジウム「ユニバーサル時代の学位と学習履歴」におけるシンポジストの発表内容を論稿にまとめた。</p>	A	
イ 機構の学位授与制度の現状及び機能に関する研究(目標①, ④, ⑤) 機構が実施する学位授与制度の現状及び社会的要請を把握するため、機構の学位取得者に対して継続的に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。	イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。		<p>○ 学位授与のための審査が、学術的な論理に貫徹されて行われるために必要なプロジェクトとして、例年どおり「直後調査」、「1年後・5年後調査」を遂行した。さらに「1年後・5年後調査」で取得を集計し、学位取得までの学習履歴及び専攻分野によって、機構で取得した学士の学位に対する社会的評価が異なることを明らかにした上で、我が国における学位制度並びに学歴社会の展開の歴史的経緯も踏まえつつ、機構が授与する学士の学位が「大卒学歴」として評価を得るための社会的諸条件について検討した。</p> <p>○ 高等教育レベルの多様な学習の成果を評価して学位を授与する機構の単位積み上げ型の学位授与制度において、学修成果(レポート等)及び試験の審査はきわめて重要な位置を占めている。この重要性にかんがみ、様々な専門分野を学術的背景を持つ学位審査研究部教員が、それぞれの専門分野の立場から、大学卒業者に相当する水準の学修の成果として、具体的にいかなる内容・水準の「学修成果」(レポート等)が要求されているのか、実際にどのように学修を進めていけばよいか等について、これから学位取得を希望する者を対象とするガイドブック『新しい学士をめざして』として著し刊行した。</p> <p>○ 平成17年度に開始し毎年実施している「学位審査会専門委員協議会」を開催し、学位授与事業において審査を担当する専門委員のうち新任の委員に対するオリエンテーションとして学位審査研究部の教員4人が講演した。さらに、フィリピン共和国教育省高等教育局等が主催する講演会において、機構が行う学位授与事業についてその成立の歴史的背景と現状、課題に関する講演を行い、フィリピンにおける職業資格と学術資格の等価性の評価のための制度導入にかかる議論に資するなど、国際的な活動も実施した。</p>	A	○ 機構の授与する学位が社会に受け入れられ、具体的なメリットとして、機構が授与する学士の学位が「大卒学歴」として評価を得るための社会的諸条件について検討することは重要である。
② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究	② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究		<p>○ 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究と、高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究という二つのプロジェクトの双方について、着実に調査研究を行うとともに成果のとりまとめを行った。</p>	A	
ア 学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的需要の実証研究(目標②, ③, ⑤)	ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する調査の取りまとめを行う。		<p>○ 転学、編入学、中退・既卒者の再入学等、ユニバーサル段階を迎えたわが国の高等教育における学生の学習形態の多様化と潜在的需要を把握するために調査研究を行った。これまでの学位授与申請者に関するデータや科</p>	A	

<p>現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。</p>			<p>学研究費補助金研究等により平成17年に行ったアンケート調査を通じて蓄積されたデータから、編入学・転学者の現状をさらに分析し、近年、大学における編・転入学者数は実数、比率ともに拡大していないことと、ユニバーサル化の中で若者の進路選択が曖昧化しており潜在的な編・転入学の需要は小さくないことを明らかにするとともに、流動化に対する制度的障壁の有無について検討し、結果を論文にまとめて学会誌及び学術誌に発表した。</p> <p>○ 平成19年度までの実績に引き続き、各大学における科目等履修生制度の開設状況に加えて、当該年度に科目等履修生を受入れた実績を調査して公開するとともに、今後の分析に備えてデータとして蓄積した。</p>		
<p>イ 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の研究開発（目標③、⑤） 高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価し、単位認定する方法、並びに単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。</p>	<p>イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方を目指した調査研究の取りまとめを行う。</p>		<p>○ 文部科学省からの委託を受け、平成19年度に行った欧米の高等教育機関における共同学位プログラムの現状についての調査研究の成果を報告書にとりまとめ、プログラムの正統性を担保するシステムの存在を前提としてはじめて共同学位プログラムが成立し得ることを指摘した。</p> <p>○ 機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を、電子化シラバスを活用し支援する「科目分類支援システム」が有効に機能するためには、科目区分データベースを整備する必要がある。そこで科目区分データベースを従来よりも効率よく構築する方法を提案した。また、専攻の区分「情報工学」を対象にこの提案手法の有効性を確認した。</p> <p>○ 地域を基盤に構成されている大学コンソーシアムの実態と大学・高等教育機関間の単位互換の実施状況等を引き続き調査した。多摩地域を中心に大学・行政・企業・団体等が協働して諸事業を実施している「(社)学術・文化・産業ネットワーク多摩」を訪問し、ネットワーク多摩の今日に至る経緯と各事業の実施状況や今後の課題等について把握した。</p>	A	
<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。 また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。</p>	<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。 また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、公開シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。</p>		<p>○ 調査研究の成果は、『大学評価・学位研究』に2件が査読の結果採択され、10号（平成21年度発行）に掲載されることが決定した。</p> <p>○ 学位審査研究部教員の研究成果は、学術論文8編、著書（分担執筆）・訳書9編、口頭発表11件等を通して公表した。</p> <p>○ 研究会等の開催については、研究会13件等を開催したほか、機構ウェブサイトにも掲載して広く情報提供を行った。</p> <p>○ 研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得を支援している。特に学位審査研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金については、新規1件、継続2件が採択され、416万円の交付を受けた。また、平成21年度科学研究費補助金申請に関して、手続に関する留意点を説明したほか、不正使用防止に関して説明を行うなどの支援も行った。</p>	A	<p>○ 研究成果を生み出しているプロジェクトから積極的に論文発表がなされており、学術誌、ウェブなどを通じ、適切に公開されていることは評価される。</p>

(4) 情報の収集、整理、提供 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
情報の収集、整理、提供	情報の収集、整理、提供	○ 大学評価や学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	○ 大学情報データベースについては、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けている。また、国公私立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。各国立大学法人等が自己評価の根拠資料として活用できるような整理・提供を行うとともに、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・提供を行った。 ○ 大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報については、各大学等の評価や教育研究に関する発信情報の一元的な窓口である「大学評価情報ポータルサイト」を通じて、情報発信の強化を図った。特に、各国立大学、短期大学、高等専門学校に対して各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うことなどにより大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図るとともにライブラリに高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時大学等の評価情報のニュース・イベント等の情報提供(60件)をトピックスに掲載するなどにより情報発信の強化を図った。 ○ 平成20年度に新たに、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査を行った。調査は、公的機関が発信するウェブページから関連情報の収集を行い、国ごとの概要資料「諸外国の質保証システム」として整理した上で、国外の質保証機関や在日大使館等に内容確認や情報提供等により本調査への協力を得ることにより実施した。 ○ 我が国の大学評価に関する情報の外国語による提供として、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集(初版)を基礎として、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信業務を組織的に実施した。(インフォメーションパッケージとは、「高等教育に関する質保証関係用語集」及び「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要(日本版)」に加え、評価に関する具体的な情報として、機構の大学機関別認定評価実施大綱及び大学評価基準(英訳版)をひとつのパッケージとして一元的に発信するものである。国外の質保証機関等との連携協力に際し、国境や言語の壁を越えて効果的な連携協力を実現するためには、背景となる歴史等を含めた高等教育質保証のシステムについて、当該国同士の間で相互理解を高めることが不可欠である。このことから機構では、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、インフォメーションパッケージの作成を行うこととしたものである。) ○ また、これらの情報収集・提供の活動を通じて、国内外の質保証機関や質保証ネットワーク等の関係機関との協力関係を深め、継続的かつ組織的な情報の収集・発信体制の整備を図った。	A	○ 大学情報データベースについては、各国立大学法人等から情報の提供を受け、整理・分析された情報を教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用されるよう提供しており評価される。 ○ 大学等の自己点検及び外部評価に関する情報をウェブ上で公開するための窓口である「大学評価情報ポータルサイト」について、各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うことなどにより大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図るとともにライブラリに高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時大学等の評価情報のニュース・イベント等の情報提供をトピックスに掲載するなどにより情報発信の強化を図ったこととは評価される。 ○ 我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、「インフォメーションパッケージ」の中核とした外国語による情報発信をしていることは評価される。
(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供	(1) 評価に関する情報の収集、整理、提供	○ 大学評価に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	○ 大学情報データベースについては、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けている。また、国公私立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。各国立大学法人等が自己評価の根拠資料として活用できるような整理・提供を行うとともに、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・提供を行った。 ○ 大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報については、各大学等の評価や教育研究に関する発信情報の一元的な窓口である「大学評価情報ポータルサイト」を通じて、情報発信の強化を図った。特に、各国立大学、短期大学、高等専門学校に対して各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うことなどにより大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図るとともにライブラリに高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時大学等の評価情報のニュース・イベント等の情報提供(60件)をトピックスに掲載するなどにより情報発信の強化を図った。 ○ 平成20年度に新たに、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査を行った。調査は、公的機関が発信するウェブページから関連情報の収集を行い、国ごとの概要資料「諸外国の質保証システム」として整理した上で、国外の質保証機関や在日大使館等に内容確認や情報提供等により本調査への協力を得ることにより実施した。 ○ 我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して継続的かつ適確に情報発信するという観点から、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信業務を順次進めた。我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報は、「諸外国の質保証システムの概要(日本版)」として、日本語・英語の2か国語により収集・整理した。	A	○ 19年度に引き続き、すべての国立大学等のデータベース構築を行い、かつ、集計結果を各法人にフィードバックできたことは、評価の客観性、効率化、各大学の自己点検等に役立つため評価される。
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	① 国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、情報の提供を受ける。公私立大学については、各大学の要請を踏まえ、情報の提供を受ける。また、公開セミナー等を1回以上開催	○ 平成19年度より、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けている。また、国公私立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催し、公私立大学の要望等についても確認した。 ○ 平成19年度より、各国立大学法人及び各大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けている。また、国公私立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した(国	A	

<p>同利用機関の協力の下に、毎年度定期的に情報の提供を受ける。 また、公私立大学については、各大学の要請を踏まえ情報の提供を受ける。 公開セミナー等を年1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。</p>	<p>し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。</p>		<p>立大学法人等から192人、公私立大学から145人が参加)。同セミナーでは、大学情報データベースの法人評価への活用について報告し、海外でのデータベース構築事例についての講演を行い、講演者を中心としたパネルディスカッションにより参加者と情報交換を行うとともに、アンケートを実施して各大学の要望等について確認した。</p>		
<p>② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、情報の整理・分析を行う。</p>	<p>② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、大学等から提供を受ける情報の整理・分析を行う。</p>		<p>○ 平成19年度に引き続き、各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し、各国立大学法人等が自己評価の根拠資料として活用できるよう整理・分析を行った。 また、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析を行った。 さらに、大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するための整理・分析の方法について検討し、機構のウェブサイト「大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値」として公表した。</p>	A	
<p>③ 上記で収集・整理された情報を、機構の評価において評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。</p>	<p>③ 上記で整理・分析された情報を、機構の評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。</p>		<p>○ 整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるよう、平成19年度に引き続き7月及び1月に提供を行うとともに、機構の評価担当者へ6月及び7月に提供を行った。また、収集した情報を国民各層が利用しやすいように、提供方法・提供内容等について検討し、3月に「大学情報データベースから得られる国立大学法人の集計値」として機構のウェブサイトに掲載し、提供を行った。</p>	A	
<p>④ 上記①から③の情報収集・提供事業を円滑に実施するために、セキュリティに十分配慮しつつ情報基盤の強化を図り、外部接続回線の増強を図る。</p>	<p>平成20事業年度年度計画なし</p>		<p>—</p>	—	
<p>⑤ 大学情報データベースシステムの運用開始後のウェブサイトのアクセス件数について、毎年10%以上の増加となるように、情報提供の充実を図る。</p>	<p>④ 大学情報データベースシステムの運用により、同システムのアクセス件数について、前年度比10%以上の増加となるように、情報提供の充実を図る。</p>		<p>○ 7月及び1月に国立大学法人等に、6月及び7月に機構の評価者に情報提供したことにより、昨年度のアクセス件数4,013件に対し、今年度6,259件と55.97%増加した。</p>	A	
<p>2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供</p>	<p>2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供</p>		<p>○ 大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報については、各大学等の評価や教育研究に関する発信情報の一元的な窓口である「大学評価情報ポータルサイト」を通じて、情報発信の強化を図った。 ○ 平成20年度に新たに、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査を行った。調査は、公的機関が発信するウェブページから関連情報の収集を行い、国ごとの概要資料「諸外国の質保証システム」として整理した上で、国外の質保証機関や在日大使館等に内容確認や情報提供等により本調査への協力を得ることにより実施した。 ○ 我が国の大学評価に関する情報の外国語による提供として、平成19年度に作成した高等教育に関する質保証関係用語集(初版)を基礎として、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信業務を組織的に実施した。(インフォメーションパッケージとは、「高等教育に関する質保証関係用語集」及び「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要(日本版)」に加え、評価に関する具体的な情報として、機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準(英訳版)をひとつのパッケージとして一元的に発信するものである。</p>	A	<p>○ 平成19年度に引き続き「大学評価情報ポータルサイト」への登録数の増加を図り、情報発信の強化を図っていることは評価される。 ○ 我が国の大学評価に関する外国語による情報提供を実施し、我が国の高等教育の質保証制度について、一元的に外国に情報発信を行ったことは評価される。</p>
<p>① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理、提供する。</p>	<p>① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。</p>		<p>○ 大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報については、各大学等の評価や教育研究に関する発信情報の一元的な窓口である「大学評価情報ポータルサイト」を通じて、情報発信の強化を図った。 ○ 6月に各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して「大学情報ポータルサイトへの情報提供について(お願い)」を出して各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うことなどにより大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図った。 ○ 「大学情報ポータルサイト」のライブラリに、高等教育に関する質保証関係用語集を追記したり、随時大学評価に関するニュース・イベント等の情報提供(60件)をトピックスに掲載するなどにより情報の充実を行った。</p>	A	
<p>② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理、提供する。</p>	<p>② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。</p>		<p>○ 国内の高等教育に関する評価機関と定期的に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催する(4, 7, 10, 2月の全4回)とともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、他の評価機関の情報を収集するとともに、資料等を整理し、機構内に周知(グループウェア上に掲示)している。 ○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等への訪問(2カ国4機関)、評価機関関係者等との個別協議(2カ国2機関)、関係者の招へい(1カ国1機関1人)、及び来訪者の受入れ(3カ国3機関31人)により、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。特に、英国のQAA及び中国の教育部高等教育教学評価センターの覚書締結機関とは、覚書に基づく二国間の継続的な情報交換や情報の収集のための体制整備をすすめた。 ○ INQAHE や APQN など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。 ○ 収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構のウェブサイト又は機構内の電子掲示板へ掲載し、機構の行う評価事業への活用に供した。機構外への情報提供としては、上記の活動について機構ニュースを通じて発信したほか、関連資料等をウェブサイトに掲載した。 ○ 機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定、及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として、平成20年度に新たに、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査を行った。調査は、公的機関が発信するウェブページから関連情報の収集を行い、国ごとの概要資料「諸外国の質保証システム」として整理した上で、英国のQAAや中国教育部高等教育教学評価センター</p>	A	<p>○ INQAHE (International Network for Quality Assurance in Higher Education: 高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク) や APQN (Asia Pacific Quality Network: アジア太平洋質保証ネットワーク) など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集し、収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構のウェブサイトまたは機構内電子掲示板へ掲載するとともに、機構の行う評価事業への活用に供していることは評価される。</p>

			<p>の覚書締結機関をはじめ、国外の質保証機関や質保証ネットワーク、在日大使館等に内容確認や情報提供等により本調査への協力を得ることにより実施した。また、評価機関等への訪問や国際会議を通じて入手した情報も適宜当該資料に反映させた。</p> <p>○ 平成20年度は、日本のほか、米国、英国、オーストラリア、及び中国を調査対象として情報収集・整理を行い、今後、内容が確定したものから順次情報発信していくこととしている。</p>		
③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理、提供する。	③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。		<p>○ 大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報については、各大学等の評価や教育研究に関する発信情報の一元的な窓口である「大学評価情報ポータルサイト」を通じて、情報発信の強化を図った。</p> <p>○ 6月に各国公立大学、短期大学、高等専門学校に対して「大学情報ポータルサイトへの情報提供について（お願い）」を出して各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うことなどにより大学等のポータルサイトへの登録数の増加を図った。</p> <p>○ 「大学情報ポータルサイト」のトピックスに随時、大学の教育研究活動に関するニュース・イベント等の情報（60件）をトピックスに掲載するなどにより情報の充実を行った。</p>	A	
④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理、提供する。	④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。		<p>○ 国内外の他評価機関等が実施するセミナー等に参加し、評価に関する調査・研究の資料を収集した。</p> <p>○ 収集した情報は、研究成果として、調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌「大学評価・学位研究」に掲載した。これらの報告書及び「大学評価・学位研究」は機構のウェブサイトでも公開した。</p> <p>○ 平成20年5月の INQAAHE メンバーフォーラム、平成21年1月の CHEA2009総会、同年3月の APQN2009総会等の国際会議に参加し、海外の評価に関する調査・研究情報を収集した。</p> <p>○ 収集した情報は適時整理した上で、機構内への周知を図った。</p> <p>○ 機構の評価事業の改善向上や今後の業務方針の策定、及び評価事業の国際通用性の確保に資することを目的として平成20年度に新たに開始した、我が国と高等教育分野での関係の深い諸外国の高等教育制度や質保証制度、評価機関等に関する調査を進めるなかで、国際会議等で得た情報を参照するとともに、調査結果として作成している各国の概要資料の中に適宜反映させた。今後は、本資料の公開を通じて評価に関する調査・研究情報を提供していくこととしている。</p> <p>○ 平成20年7月に機構が主催した大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」の講演者等の発表資料を機構のウェブサイトにて公開した。</p>	A	
⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。	⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。		<p>○ 我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して継続的かつ適確に情報発信するという観点から、我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信業務を順次進めた。我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報は、「諸外国の質保証システムの概要（日本語）」として、日本語・英語の2か国語により収集・整理した。</p> <p>○ 「インフォメーションパッケージ」として、具体的には、「高等教育に関する質保証関係用語集」及び「諸外国の質保証システムの概要」に加え、評価に関する具体的な情報として、機構の大学評価大綱及び大学評価基準等（英訳）の作成を行った。機構の大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準は、平成19年度に作成した用語集初版を踏まえて英訳作業を進め、機構内や関係機関への意見照会を経て、平成21年3月に完成した。</p> <p>○ 「高等教育に関する質保証関係用語集」は、はじめに平成19年度に作成した用語集初版に対する意見募集を国内外の高等教育関係者に対して行った。寄せられた意見や指摘を踏まえ、また大学設置基準等の法令改正や高等教育の動向等に基づき、収録用語・定義の修正や新規収録を適宜行い、「高等教育に関する質保証関係用語集第2版」（案）としてとりまとめた。</p> <p>○ 本パッケージの完成後は、国外の評価機関等との連携協力の場面で活用するとともに、相互理解を図るための有用なツールとして、国内外に広く紹介していくこととしている。すでに、平成21年3月の APQN2009総会の分科会において本パッケージの発表を行ったが、優れた取組として英国の QAA をはじめ様々な国・地域で認知されており、なかには見本として自国の用語集を作成したいとの意向を示す機関もあるなど、本パッケージに対して大きな反響を得ているところである。</p>	A	○ 我が国の高等教育制度及び質保証制度に関する情報を信頼ある形で一元的に発信するためのツールとして、「インフォメーションパッケージ」を中核とした外国語による情報発信をしていることは評価される。
(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供	○ 学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	<p>○ 学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、機構のウェブサイトにて公開した。</p> <p>○ また、国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイト構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約45万件であった。</p>	A	○ 学習の機会を求める国民へのサービスとして、様々な情報を提供している。特に、学位授与に関するウェブサイトへのアクセス件数が当初計画の45万件となったことは評価される。
① 毎年度、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。	① 「平成20年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。		<p>○ 学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、1月下旬にウェブサイトにて公開した。</p> <p>○ なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとしており、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起らないよう配慮した。</p> <p>○ 「科目等履修生制度の開設大学一覧」へのアクセス件数が、年合計で55,500件にのぼり、学習希望者等に有効に活用されている。</p>	A	
② 毎年度、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。	② 「平成20年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。		<p>○ 大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す際の利便に供するために、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、1月下旬にウェブサイトにて公開した。なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとしており、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起らないよう配慮した。</p>	A	

		<p>この一覧は、大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す上で非常に有効な情報となっており、アクセス件数は、年合計で23,900件、月平均で約2,000件であった。</p>			
<p>③ 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に大学情報データベースシステムを活用する。</p>	<p>③ 大学情報データベースシステムによる情報を活かし、学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に役立つ。</p>	<p>○ システムの実施段階において、大学等の負担を考慮し、最低限のデータ項目に厳選することとなったため、「科目等履修生制度の開設大学一覧」及び「短期大学・高等専門学校専攻科一覧」をとりまとめ、学習の機会に関する情報の提供を行った。</p>	A		
<p>④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。</p>	<p>④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。</p>	<p>○ 学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイト構築のために、ページの構成及び内容等について改善・充実した。 この結果、平成20年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画どおりの45万件となった。</p>	A		

(5) その他の業務 (Ⅱ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
<p>(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力</p>	<p>(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力</p>	<p>○ 評価システムの改善・充実等に資するため、国内外の関連機関等と適切な連携・協力を図っているか。</p>	<p>○ 各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、各認証評価機関と「機関別認証評価制度に関する連絡会」を4回開催した。また、認証評価機関間の連携に関し、機構の提案で連絡会の下でWGを立ち上げ今後具体的方策の検討を開始することとしている。</p> <p>○ INQAAHE, APQN等の国際的ネットワークの会議をはじめ、国際的な高等教育の質保証に関する会議に参加し、各国・地域の質保証の動向や取組に関する情報交換や議論を行った。</p> <p>○ 英国との連携協力を引き続き推進しているところであり、英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制の確立について、機構は、英国のQAAとの間で、平成19年2月に締結した覚書に基づき、具体的な協力活動を実施するとともに、これまでの協力実績を踏まえた今後の協力方針や活動内容について協議を行うなど、組織レベルの連携協力関係を着実に深化させた。特に、今年度に本格開始したインフォメーションパッケージ・プロジェクトにおいても知見を提供してもらい、作成に協力いただいている。</p> <p>○ 中国についても、中国教育部高等教育教学評価センターとの間で覚書に基づく協力プロジェクトの実施や連携協力の方針等の協議を行った。さらに中国教育部学位・大学院教育発展センターとの間でも覚書の締結を視野に入れた連携方策の協議を進めるなど、中国の複数の大学評価機関との連携協力体制を進展させた。</p> <p>○ APQNに関して、機構の川口理事がAPQNの副会長として当該ネットワークの運営や年次総会の企画・実施に参画し、アジア太平洋地域における質保証機関等との連携協力関係を深めた。</p>	<p>A</p>	<p>○ INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education: 高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク) や APQN (Asia Pacific Quality Network: アジア太平洋質保証ネットワーク) 等の国際ネットワークの会議などに参加し、中国、韓国との連携を強化している。英国QAAとの連携・協力も着実に進捗している。インフォメーションパッケージの作成により、一元的に海外への情報発信を進める取組などは評価される。</p>
<p>① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。</p>	<p>① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。</p>		<p>○ 各認証評価機関の評価事業の円滑な実施等に資することを目的として、機構が関係機関に対し働きかけ、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構との4機関で「機関別認証評価制度に関する連絡会」を設け、平成20年度は幹事持ち回りにより4回(4月15日、7月4日、10月7日、2月6日)に開催した。連絡会では、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、各機関が実施している評価についての情報収集及び提供、協力して取り組むべき課題等に関して検討を行った。</p> <p>○ 認証評価機関間の連携に関し、機構の提案で連絡会の下でWGを立ち上げ今後具体的方策の検討を開始することとしている。</p>	<p>A</p>	
<p>② INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) に参加し、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図る。</p>	<p>② INQAAHE, APQN等の国際的な高等教育の質保証に関する会議に積極的に参画するとともに、諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する機関・組織等との情報共有、協力体制を進展する。</p>		<p>○ 国際的な高等教育質保証に関する議論が活発化するなか、機構では、INQAAHE, APQN等の国際的ネットワークの会議をはじめ、国際的な高等教育の質保証に関する会議に参加し、各国・地域の質保証の動向や取組に関する情報交換や議論を行った。特に、平成21年3月に開催されたAPQNの年次総会では、機構から日本の高等教育機関における経営手法に関する調査結果の発表を中心としたプレゼンテーション、及びインフォメーションパッケージ・プロジェクトについての2件の分科会発表を行い、情報収集のみならず国外に向けて機構の評価に関する取組事例を積極的に発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育の質保証に関する国際会議等への参加状況 ・ 平成20年5月15日～16日 INQAAHE 2008 Forum (アルゼンチン) ・ 平成20年11月18日～19日 2nd UNESCO/CHEA Degree Mill Meeting (フランス) ・ 平成21年1月26日～29日 CHEA 2009 Annual Conference and National Accreditation Forum, International Seminar (米国) ・ 平成21年2月12日～13日 日英学長会議 (英国) ・ 平成21年3月4日～5日 APQN 2009 Conference and Annual General Meeting (ベトナム) <p>○ 高等教育の質保証機関等における国境を越えた連携協力の重要性が高まる中、機構では、英国のQAAとの間で覚書に基づく具体的な協力活動を実施し、日英間の評価・質保証分野の連携協力関係を深化させた。特に、国際会議への参加や国内で実施したフォーラムの国外の専門家の招へい等により、今後の協力の方針の協議や個別の情報交換等についても引き続き行った。</p> <p>○ 中国についても、中国教育部高等教育教学評価センターとの間で覚書に基づく協力プロジェクトの実施や連携協力の方針等の協議を行った。さらに中国教育部学位・大学院教育発展センターとの間でも覚書の締結を視野に入れた連携方策の協議を進めるなど、中国の複数の大学評価機関との連携協力体制を進展させた。</p> <p>○ 中国以外についても、韓国の大学評価機関の関係者と協議を行うなど、我が国と高等教育分野での関係の深い国・地域との評価・質保証分野における協力関係の足がかりをつくった。</p> <p>○ APQNに関して、機構の川口理事がAPQNの副会長として当該ネットワークの運営や年次総会の企画・実施に参画し、アジア太平洋地域における質保証機関等との連携協力関係を深めた。</p>	<p>A</p>	
<p>③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。</p>	<p>③ 日英高等教育に関する協力プログラムの成果を踏まえ、英国の大学評価機関等との協力体制等を確立する。</p>		<p>○ 英国の大学評価機関等との協力及び共同研究体制の確立について、機構は、英国のQAAとの間で、平成19年2月に締結した覚書に基づき、具体的な協力活動を実施するとともに、これまでの協力実績を踏まえた今後の協力方針や活動内容について協議を行うなど、組織レベルの連携協力関係を着実に深化させた。</p> <p>○ 機構が平成19年度に開始した高等教育に関する質保証関係用語集プロジェクト以来、QAAには協力機関としてプロジェクトに参画いただいております。今年度に本格開始したインフォメーションパッケージ・プロジェクトにおいても知見を提供してもらい、作成に協力いただいている。特に、QAAからは機構の用語集プロジェクトに対し、評価機関や大学等が連携協力を図る際にそれぞれの制度や特徴を相互に理解する上で優れた取組であるとの高い評価を得ているところである。</p> <p>○ 機構とQAAとの間で平成21年度にインフォメーションパッケージに関する国際ワークショップを共同で開催することの合意形成がなされた。今</p>	<p>A</p>	

			<p>後は、本ワークショップの開催に向けてより緊密に連携を図っていくこととしている。</p> <p>○ このほか、QAA が平成20年6月に開催した年次会合に機構の川口理事及び教職員が招待参加するとともに、平成20年7月に機構が開催した大学評価フォーラムにQAAのキャロライン・キャンベル国際課長を招へいし、英国における評価の活用事例等についての発表をいただくなど、教職員の交流を通じて両国の高等教育質保証に関する取組や経験の共有を図った。QAA以外にも、英国のHigher Education Funding Council for England (HEFCE)の関係者と会談を行い、活動状況や今後の業務の方向性等について情報交換を図った。</p>		
(2) 広報活動の実施	(2) 広報活動の実施	○ 機構の実施する事業について広く国民の理解促進等を図るため、広報活動を適切に実施しているか。	<p>○ 機構の事業について、大学等関係者・学位授与申請者をはじめ、広く国民の理解を促進するため、①機構ニュースのウェブサイトによる迅速な情報提供の実施、②評価事業及び学位授与事業に関する広報番組の作成・配信、③認証評価結果に関する新聞広告の掲載、④和文ウェブサイトのリニューアルの検討、英文ウェブサイトのリニューアルを行った。</p> <p>○ 平成19年度に引き続き認証評価に関するリーフレットを作成し、大学・短期大学・高等専門学校及びその他関係団体に送付した。</p> <p>○ 広報誌「機構ニュース」(第59号～第70号)をウェブサイトにおいて毎月発行し、各事業の事業活動について掲載・情報発信を行った。</p> <p>○ 評価事業に関して、「国境を越えて提供される高等教育の質保証をめぐる国際的な動向」、学位授与事業に関して、「さらなるキャリア・アップをめざして～学士の学位取得者へのインタビュー～芸術学の場合」の計2本の広報番組を作成し、ウェブサイトで配信した。</p> <p>○ 平成20年度認証評価結果公表翌日の全国紙に、機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表している旨の広告掲載を行った。</p> <p>○ 機構ウェブサイトのユーザビリティ等の向上のため、広報委員会において和文サイトのリニューアルの検討を行った。また、海外からの閲覧利用者の利便性向上のため、英文サイトをリニューアルし、ユーザビリティ等の向上を図った。</p>	A	○ 機構の事業についての国民への情報提供を促進するため、ウェブサイトの充実など、効果的に実施されていることは評価される。
① 機構の活動等を積極的に発信するため、広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、国民の理解の促進を図る。	① 広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。		○ ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果を評価するのに役立てるとともに、前年度のアクセス件数と比較し、利用動向を分析した。	A	
② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。	② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。				
(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施	○ 評価についての普及活動(シンポジウムやセミナー等)を適切に実施しているか。	<p>○ 大学評価をいかに戦略的に活用し、大学の改善に結びつけていくかについて討議すること趣旨として、平成20年7月7日に、「大学評価の戦略的活用と方法」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。フォーラムでは、QAAのキャロライン・キャンベル国際課長の講演や「各大学における評価結果等の戦略的活用と方法について」のパネルディスカッションを行い、積極的な意見交換が行われた。また、7月8日に、大学の評価担当者等を対象とした大学改革の戦略的な活用方法の具体的な方策についてのワークショップを開催した。</p> <p>○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催し、機構が行う認証評価の趣旨、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通じて大学等の理解を深めた。シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。</p> <p>○ 大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価のそれぞれについて、自己評価担当者に対する研修会を開催した。</p> <p>○ 大学や関係諸機関が開催する講演会やセミナー等に積極的に対応し、評価に係る事項について説明を行い、平成20年度は年12回の講演を行った。また、大学等の評価に関する普及活動の一環として高等教育の質保証、評価の動向、評価事業の課題や問題点などをまとめた大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ「大学評価文化の定着－大学が知の創造・継承基地となるために」の刊行準備を進めた。</p> <p>○ 国公立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。</p>	A	○ 各種説明会、シンポジウム、フォーラムなどを通じ、評価を各大学が積極的に活用し大学の改善に結びつけていくなど、積極的に普及活動に努めていることは評価される。
① 評価に関するシンポジウム等の開催機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを年3回以上開催する。	① 評価に関するシンポジウム等の開催機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを3回以上開催する。		<p>○ 大学評価をいかに戦略的に活用し、大学の改善に結びつけていくかについて討議すること趣旨として、平成20年7月7日に、「大学評価の戦略的活用と方法」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。フォーラムでは、QAAのキャロライン・キャンベル国際課長の講演や「各大学における評価結果等の戦略的活用と方法について」のパネルディスカッションを行い、積極的な意見交換が行われた。また、7月8日に、大学の評価担当者等を対象とした大学改革の戦略的な活用方法の具体的な方策についてのワークショップを開催した。</p> <p>○ 機構が行う機関別認証評価に関しては、各認証評価について、認証評価制度の目的、背景及び機構が実施する認証評価の趣旨、目的、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通じて大学等の理解を深めることを目的として、それぞれ説明会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学：大阪会場(5月28日)、東京会場(6月11日) ・短期大学：大阪会場(5月28日)、東京会場(6月11日) ・高等専門学校：東京会場(5月22日) <p>○ 機構が行う法科大学院認証評価について、認証評価制度の目的、背景及び機構が実施する認証評価の趣旨、目的、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通じて大学等の理解を深めることを目的として説明会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信州大学会場(6月24日)、筑波大学会場(7月29日)、静岡大学会場(8月8日) <p>○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催し、機構が行う認証評価の趣旨、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通</p>	A	

		<p>じて大学等の理解を深めた。</p> <p>シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。</p> <p>○ 大学や関係諸機関が開催する講演会やセミナー等に積極的に対応し、評価に係る事項について説明を行い、平成20年度は、年12回の講演を行った。また、大学等の評価に関する普及活動の一環として高等教育の質保証、評価の動向、評価事業の課題や問題点などをまとめた大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ「大学評価文化の定着－大学が知の創造・継承基地となるために」の刊行準備を進めた。</p>		
<p>② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。</p>	<p>② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。</p>	<p>○ 大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価のそれぞれについて、自己評価担当者に対する研修会を開催した。</p> <p>○ 国公立大学等を対象として、大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成21年3月13日、一橋記念講堂において、セミナー「大学運営と大学評価のための戦略的なデータ活用」を開催した。</p>	A	
<p>③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。</p>	<p>③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。</p>	<p>○ 平成20年7月に開催の大学評価フォーラム「大学評価の戦略的活用と方法」及びワークショップにおいて、アンケート調査を実施し、その結果を次回以降のフォーラム等の要望の把握及び内容や運営方法の改善に資することとした。</p> <p>○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価の自己評価担当者等に対する研修会参加者に対し、アンケート調査を実施し、その結果を次回以降の研修会等の内容や運営方法の改善に資することとした。</p>	A	

2 業務運営及び財務内容

(1) 業務運営 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
<p>(1) 事業の実施にあたり、評価事業については大学評価委員会等(大学, 短期大学, 高等専門学校)の教育研究等の総合的状況に関する評価を担当するそれぞれの委員会, 法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価を担当する委員会, 国立大学法人評価委員会からの要請に基づく国立大学・大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を担当する委員会をいう。)及び学位授与事業については学位審査会とそれと置かれる委員会に, 大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。 また, 調査研究業務, 情報提供業務及び管理運営業務についても, 大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。</p>	<p>(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等</p> <hr/> <p>① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織 評価事業及び学位授与事業の実施にあたり, 次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。 ア 大学機関別認証評価委員会 イ 短期大学機関別認証評価委員会 ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 エ 法科大学院認証評価委員会 オ 国立大学教育研究評価委員会 カ 学位審査会</p> <hr/> <p>② 評議員会 各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し, 機構の業務運営に関し, 幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。</p> <hr/> <p>③ 運営委員会 機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し, 機構の事業の運営実施に関し審議を行う。</p>	<p>○ 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を実施しているか。</p>	<p>○ 機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会, 事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会, 評価事業を行う大学評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等に大学の学長, 学長経験者, 大学の教授, 産業界等, 各方面の有識者等の参画を得て運営した。これらの組織では, 業務(事業)の内容に関し, 幅広い見地から審議が行われ, 機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。</p> <p>○ 大学等の教育研究水準の向上に資するため, 平成19年度に引き続き, 下記アからオまでの各委員会を設置し, 大学等の教育研究活動の状況について, 評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。 ① 大学, 短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う, 教育研究等の総合的な状況についての評価(機関別認証評価)について審議を行う。 ア 大学機関別認証評価委員会 イ 短期大学機関別認証評価委員会 ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 において, 認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を実施した。 ② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う, 教育活動状況についての評価(法科大学院認証評価)について審議を行う。 エ 法科大学院認証評価委員会 において, 認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。 ③ 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する, 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究活動の状況についての評価に関する審議を行う。 オ 国立大学教育研究評価委員会 において, 国立大学法人等の教育研究活動に関する個別の評価を審議した。</p> <p>○ 学位授与事業における学位審査会 カ 学位審査会は, 国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て, 適切な審査体制を確立し, 十分な審査を行った。</p> <p>○ 機構長の諮問に応じ, 機構の業務運営に関する重要事項を審議するため, 大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て, 適切な審議体制を確立している。平成20年度は, 6月, 11月, 2月及び3月に開催し, 平成19事業年度業務実績報告書, 平成19事業年度財務諸表, 中期計画, 平成21事業年度計画, 評価及び学位審査に関する各種委員会の委員の選考等, 機構の運営に関する重要事項について審議を行った。その審議において, 機構が授与する学位について社会的認知度を高める活動を行うこと, これまでに実施した評価について, その方法やコストの検証を行うことなどの意見をいただき, それらを業務運営及び評価事業, 学位授与事業の運営に反映させた。</p> <p>○ 運営委員会は, 機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため, 機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て, 6月, 10月, 2月及び3月に開催し, 評議員会との調整を図りつつ, 機構の事業の運営実施について審議を行った。その審議において, 機構が授与する学位の国際通用性や将来における通用性についての研究を行うこと, 認証評価について今後機構が担っていくべき分野を明確にすることなどの意見をいただき, それらを業務運営及び評価事業, 学位授与事業の運営に適切に反映させた。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>○ 評議員会, 運営委員会など, 各方面からの有識者等の参画を得て運営し, 業務(事業)の内容に関し, 幅広い見地から審議が行われ, 機構の適切な運営のために重要な役割を果たしており評価される。</p>
<p>(2) 毎年度, 自己点検・評価を行う。その際, 業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに, その結果を整理・分析して, 自己点検・評価に反映させる。 さらに, 次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から, 外部の有識者で構成される組織において, 平成19年度～20年度の間に, 自己点検・評価の結果についての検証等を実施し, その結果に基づき, 業務の見直しを図る。なお, その際には, 大学等の評価, 学位授与, 調査及び研究並びに情報の収集, 整理, 提供の各業務の連携を図り, 効果的, 効率的な業務運営を視野に入れることとする。</p>	<p>(2) 自己点検・評価の実施 平成19年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際, 業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに, その結果を整理・分析して, 自己点検・評価に反映させる。 また, 自己点検・評価の結果に基づき, 必要に応じて, 業務の見直し, 改善を図る。 さらに, 次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から, 外部の有識者で構成される組織において, 平成19年度に実施した検証の結果等に基づき, 業務の見直しを図る。なお, その際には, 大学等の評価, 学位授与, 調査及び研究並びに情報の収集, 整理, 提供の各業務の連携を図り, 効果的, 効率的な業務運営を視野に入れることとする。</p>	<p>○ 各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を適切に実施しているか。</p>	<p>○ 平成19年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては, 監事2人を含む自己点検・評価委員会等での審議を経て, 年度計画を十分に履行し, 中期計画の達成に向かって着実に成果を上げているとの結果を得た。</p> <p>○ 平成20年度の各事業の業務の実績についても, 同じく自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど, 機構全体で進行管理に努めたほか, 文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても, 指摘事項への対応方針について検討した上, 次年度以降の業務にどのようなように反映させるかについて整理・分析し, 着実に取組を行うなど, 自己点検・評価に基づき, 業務の適正な実施に努めた。</p> <p>○ 評議員会, 運営委員会において, 外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整え, その意見を業務に反映させており, 大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ, 業務運営の透明性を確保するとともに, 効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。</p> <p>○ 次期中期計画の策定にあたっては, 平成19年度に実施した外部検証の結果を適切に反映するとともに, 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で指摘を受けた事項にも対応した。</p>	<p>A</p>	<p>○ 次期中期計画の策定にあたって, 平成19年度の外部検証の結果を反映させたことは評価される。</p>

(1) 業務運営 (I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費(退職手当を除く。)について、毎事業年度につき、3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、毎事業年度につき、1%以上の削減を図る。例えば、次のような措置を講ずる。	1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費(退職手当を除く。)については、計画的削減に努め、平成19年度実績に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、平成19年度実績に比較して1%以上の削減を図る。例えば、次のような措置を講ずる。	○ 既存経費の見直し、業務の効率化を図っているか。 ○ 業務の合理化を図るための措置を適切に実施しているか。 ○ 必要に応じて組織の見直しや、人員の適正配置を行っているか。 ○ 契約に係る規定類について、適切に整備されているか。 ○ 「随意契約見直し計画」の目標達成に向けて、具体的に取り組んでいるか。	○ ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進、ITの積極的な活用、競争性を確保した効率的な調達などを見直しを行った。その結果、平成19年度実績に比較し、一般管理費(退職手当を除く。)については4.17%、その他の事業費(退職手当を除く。)については1.51%を削減した。	A	○ 効率化目標を上回る実績を上げていることは評価される。
① 恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。	① 恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。		○ 給与計算業務等のアウトソーシング、派遣職員の受入れを行い、効果・効率的な業務を行った。また、執務室の空調設備の自動運転の改善、冷暖房温度設定(夏季28℃、冬季20℃)の徹底など、光熱水量の節約に対して積極的な取組を実施した。なお、派遣職員については、業務の性質及び方向性等が把握できるように、担当業務に係る打ち合せ等には常勤職員と同様に参加するなど、質の低下及びコミュニケーション不足が生じないよう留意している。	A	
② グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。	② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。		○ 業務システムサーバーの仮想化を積極的に行い、業務システムの最適化の実現とシステム運用経費の削減を図った。また、共有フォルダによる情報の共有化、通知文書等のグループウェア及び電子メールによるペーパーレス化の徹底を行った。また、紙媒体で作成、送付していた報告書等の印刷物の作成部数の見直しや、電子媒体でウェブサイトに掲載するなどの取組を行った結果、印刷製本費及び通信運搬費の削減が図られ、平成19年度と比較し、18,603千円を削減した。	A	○ 通知文書等のグループウェア及び電子メールによるペーパーレス化の徹底を行ったり、また、紙媒体で作成、送付していた報告書等の印刷物の作成部数の見直しや、電子媒体でウェブサイトに掲載するなどの取組を行った結果、印刷製本費及び通信運搬費の削減が図られたことは評価される。
③ 印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。	③ 調達については、一般競争入札による競争性を確保した契約をさらに推進する。		○ 契約規則等を適切に定め、ウェブサイト上で公開するとともに、平成19年度から引き続き、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。	A	
④ 消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。					

(2) 財務内容 (Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント															
<p>IV 財務内容の改善に関する事項 (中期目標)</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の削減を図る。</p>		<p>○ 予算の適正かつ効率的な執行を図っているか。</p> <p>○ 契約の適正な実施確保のための取組が整備されているか。</p> <p>○ 契約における競争性・透明性の確保の観点から、監事等によるチェックが行われているか。</p> <p>○ 職員の給与について検証を行い、検証結果や取組状況を公表しているか。</p>	<p>○ 適正な事業別予算管理 (1) セグメント区分の設定 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示している。</p> <p>(2) 予算の執行管理 予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。また、平成19年度に引き続き、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても、評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認することなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。</p> <p>○ 適正な資金計画 現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。</p> <p>○ 監査の実施 内部会計監査については、独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、10月14日から16日の3日間にわたり実施した。科学研究費補助金の内部会計監査についても、10月17日に実施し、適正な使用確保に努めた。監事監査については、独立行政法人監事監査規則及び監事監査計画に基づき、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、平成19年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を6月に実施し、また、研究機関における公的研究費の適正な執行等の調査結果報告及び平成20年度9月末現在における契約(随意契約の見直し状況)、資産(宿舍)の状況並びに平成20年度運営費交付金(委託費含)執行状況等について意見聴取を11月14日に実施し、監査機能の充実を図った。また、平成19年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。</p> <p>○ 固定的経費の削減状況 効率的な業務運営を行うことにより、消耗品費や印刷製本及び配付に要する経費などの固定的経費27,754千円の削減を行った。また、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを行った。</p>	A	<p>○ 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示していることは評価される。</p> <p>○ 平成19年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行っていることは評価される。</p> <p>○ 効率的な業務運営を行うことにより、消耗品費や印刷製本及び配付に要する経費などの固定的経費27,754千円の削減を行っていることは評価される。</p>															
<p>Ⅲ 予算 (人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度(1,109百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね3%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。</p>	<p>Ⅲ 予算 (人件費の見積もりを含む。), 収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>4 人件費の削減 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減する。</p>		<p>○ 予算 別紙1のとおり</p> <p>○ 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>○ 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>○ 人件費の削減 平成20年度の常勤職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減する人事計画を立案した。平成20年度において業務量が増大する部署については、配置換による増員並びに派遣職員を配置することにより常勤職員の負担を軽減させ、超過勤務時間等を抑制することができた。なお、この配置により業務の質の低下を招かないよう、担当業務に係る打合せ等を頻繁に行うことや、関連する出張に同行するなど、業務が適切に遂行できるよう配慮した。</p> <p>総人件費の取組状況</p> <table border="1" data-bbox="1329 1268 2077 1461"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>基準年度(平成17年度)</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与、報酬等支給総額(千円)</td> <td>1,017,337</td> <td>1,010,727</td> <td>927,788</td> <td>935,765</td> </tr> <tr> <td>人件費削減率(%)</td> <td></td> <td>△0.6</td> <td>△8.8</td> <td>△8.0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	給与、報酬等支給総額(千円)	1,017,337	1,010,727	927,788	935,765	人件費削減率(%)		△0.6	△8.8	△8.0	A	
年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度																
給与、報酬等支給総額(千円)	1,017,337	1,010,727	927,788	935,765																
人件費削減率(%)		△0.6	△8.8	△8.0																
<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 6億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p>	<p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 6億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p>			-																
<p>V 重要な財産の処分等に関する計画なし</p>	<p>V 重要な財産の処分等に関する計画なし</p>		<p>○ 小平第二住宅についての平成21年7月1日現在の入居率は100%(39戸中39戸入居)である。</p>	-																
<p>VI 剰余金の使途</p> <p>1 評価業務の充実</p> <p>2 学位授与業務の充実</p> <p>3 調査研究業務の充実</p> <p>4 情報収集・整理・提供業務の充実</p>	<p>VI 剰余金の使途</p> <p>機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。</p>			-																

(3) 人事に関する事項 (VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

中期計画	平成20年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
1 人事に関する計画 (1) 方針	1 人事に関する計画 (1) 方針	○ 職員の計画的かつ適正な配置を行っているか。 ○ 職員の専門的な能力の向上を図るため、研修を適切に実施しているか。 ○ 教員の公募制により、幅広く人材を求めているか。	○ 業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた係体制の整備を行ったことにより、国立大学法人等の教育研究評価を始めとした平成20年度の評価事業を円滑に遂行することができた。 ○ 機構において実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修等に多数の職員が参加したことにより、職員の資質向上が図られた。 ○ 教員の採用については、公募により幅広く人材を求めた結果、即戦力となる有用な人材を確保することができた。	A	○ 国立大学法人の教育研究評価について、業務量の変動に応じて機構内部の係体制の整備や派遣職員を増やすなど、業務運営の効率化を図った点は評価される。
① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。		○ 評価事業部の業務量の変動に伴い、評価第1課を5係体制から3係体制に、評価第2課を4係体制から8係体制に改組した。 ○ 年度当初の評価事業部の人員配置については、評価企画・国際課から7人及び評価第1課から13人を減員し、業務量が增大となる評価第2課に18人及び法科大学院評価課に1人の増員を行った。 ○ さらに、業務量の増大に対応するため、評価事業部には、6月から10月までに人事交流等(管理部等からの配置換え含む)により11人の増員を行った。 ○ 年度当初の他機関との人事交流は、課長補佐以下の職員について49機関(71人)と実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。また、業務の継続性等を勘案した新規採用職員については、8月に国立大学法人等職員採用試験合格者から4人を採用した。	A	
② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。	② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。		○ 機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、職員の資質及び能力の向上を図った。 ① 実践的研修等(機構実施) ・情報セキュリティに関する説明会(前年度中途採用者及び人事交流者を対象に4月に実施) ・評価事業に関する研修(全職員を対象に4月及び5月に実施) ・パソコン研修(全職員を対象に6月に実施) ・英会話研修(事務系職員を対象に、英会話学校に週2回通学する研修を10月から2月に実施) ・メンタルヘルスに関する研修(全職員を対象に2月に実施) ② 専門的研修等(外部機関実施) 情報システム、財務、監査業務、個人情報保護、著作権制度等に関する研修等に参加(26件の研修、講習、セミナーに延べ45人が参加) ③ 大学等実務研修(事務系職員1人を5月まで(H20.2~)派遣) ④ 文部科学省関係機関職員行政実務研修(事務系職員1人を6月まで(H18.4~)派遣)	A	
③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。	③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。		○ 機構のウェブサイト等を活用した公募により幅広く人材を求めた結果、即戦力となる有用な人材を確保することができた。	A	
(2) 人員に係る指標 常勤職員数(期限付職員を除く。)については、その職員数の抑制を図る。 (参考1) ① 期初の常勤職員数 149人 ② 期末の常勤職員数見込み149人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,400百万円 ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数(期限付職員を除く。)については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。		○ 平成20年度期初の常勤職員数 135人 平成20年度期末の常勤職員数 145人 業務量の増大に伴い、年度途中に人事交流及び新規採用を行ったことにより、期初の職員数から10人増となったが、中期目標期間期初の常勤職員数として計画していた149人を上回らないよう抑制した。	A	

平成20年度に係る業務の実績に関する追加評価

独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価項目	実施状況等	評価結果
④給与水準の適正化及び総人件費改革		
1	1)職員の在職地域や学歴構成等、2)職員に占める管理職割合、3)国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等、4)その他法人固有の事由、について検証を行い、給与水準が国家公務員よりも高くなっている場合(100以上(年齢勘案))はそれぞれの理由について社会一般情勢に適合しているか等その適切性について評価を行う。	平成20年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は99.5となっており、給与水準は適切に保たれている。 対国家公務員指数は102.8から99.5に改善されており、適切な給与水準となっている。
2	総人件費改革の取組については、経過年数に応じ達成状況を踏まえ、法人の取組の適切性と削減目標を確実に達成するための展望を業務実績報告書等で明らかにした上で評価を行い、評価書上で明らかにする。(平成17年と比べ3%以上の削減に至っていない法人は特に留意が必要。)	平成20年度の総人件費は、平成17年度と比べ8%の削減となっている。今後は業務量に応じ、職員の適正な配置等に努める。 ・平成17年度に比べ大幅な削減となっている。 ・業務量等に応じ適正に職員を配置することであるが、総人件費改革は十分達成できると考えられる。
3	レクリエーション経費、レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)及び国とは異なる諸手当に係る法人における見直し等の活動について、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から評価を行う。 ※法人独自の諸手当又は国の諸手当と支給内容・支給額が著しく異なる諸手当のある法人であって、現時点において当該諸手当に係る法人の見直し等の活動について評価が行われていない法人は、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から当該諸手当について評価を行う。	法人独自の諸手当及び国の諸手当と支給内容・支給額が異なる諸手当はない。 適正に取り扱われている。
4 1)	レクリエーション経費、レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)及び国とは異なる諸手当に係る法人における見直し等の活動について、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から評価を行う。 ※平成20年度予算においてレクリエーション経費が計上されていた法人であって、現時点において当該経費の見直しに係る評価が行われていない法人は、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日行政管理局長通知)において、レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行(平成20年度予算について既に契約したもの以外の経費については支出していないか、既に契約したもののでも、国民から批判を受けるようなものは解約するなど適切に対応されているか)、予算編成作業(平成21年度予算要求が行われていないか)等について評価を行う。	平成20年度より、機構内レクリエーションに対する経費の支出を取りやめたため、レクリエーションに対する支出は行っていない。また、平成21年度予算において、レクリエーション経費は計上していない。 国の方針に従い、適正に取り扱われている。
4 2)	現時点においてレクリエーション経費以外の福利厚生事業に関して評価が行われていない法人は、当該経費の見直し等の活動について評価を行う。	平成20年度のレクリエーション以外の福利厚生事業としては、労働安全衛生法に基づく健康診断、インフルエンザ予防接種希望者に対する補助、永年勤続表彰を実施したが、以上は必要最低限の福利厚生事業であり、今後見直しの予定はない。 法的に不可欠なものや職場環境保持、業務の向上を目指す上でのインセンティブを付与する事業であり、問題ないと評価する。

⑦ 契約の適正化

1	<p>(ア) 契約事務に係る執行体制の評価</p> <p>※以下の点に留意し、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて評価する。</p> <p>1) 専門性が高い試験・研究の委託案件について、入札・契約方法、仕様書、契約金額、契約先等が妥当なものであるかどうかを判断するに足る人材が確保されているかを勘案する。</p> <p>2) 契約件数が非常に多く、抽出審査により対応している場合に、案件の件数や内容が適切に選定され効果的な抽出審査が行われているかを勘案する</p> <p>3) 法人の職員数からみて、適切な審査を行うため可能な限りの職員を配置しているかを勘案する。</p>	<p>○専門性の高い試験・研究の委託案件について該当なし。</p> <p>○ 監査の実施 内部会計監査については、監査体制強化のために設けられた役員直属の企画監査課（平成20年度は法人評価に係る監査事務処理で繁忙だったことから職員を一名増員した。）が担い、独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的として、10月14日から16日の3日間にわたり実施した。科学研究費補助金の内部会計監査についても、10月17日に実施し、適正な執行の確保に努めた。監事監査については、独立行政法人監事監査規則及び監事監査計画に基づき、機構業務の総合的な運営の改善に資することを目的として、平成19年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を6月に実施した。また、期中の監事監査を11月14日に行い、主に研究機関における公的研究費の適正な執行等の調査結果報告及び平成20年度9月末現在における契約（随意契約の見直し状況）、資産（宿舍）の状況並びに平成20年度運営費交付金（委託費含）執行状況等についての監査を実施した。さらに、平成19年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。（【資料125、127、128、150～154】参照）</p>	<p>他の部門とは一線を画す部門を設置して監査体制の充実に努めている。また、契約や科学研究費補助金に対する監査も適切に実施されている。</p>
2	<p>(イ) 契約に係る規程類に関する評価</p> <p>※「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡）を踏まえ、国の契約の基準と異なる規定（包括随意契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間など）については、当該規定を設けることの適切性について評価する。</p>	<p>○包括随意契約条項、公益法人随意契約条項、指名競争契約限度額、予定価格の作成を省略できる金額、公告期間等が規定された契約に係る規程等（契約規則）を国と同等の水準に整備している。</p> <p>○複数年度契約に関する規定、総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備については平成21年度中に策定する。</p>	<p>適正に取り扱われている。</p>
3 1)	<p>(ウ) 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価</p> <p>※随意契約見直し計画の実施・進捗状況等について評価し、その結果を評価書上で明らかにする。特に、2次評価で指摘のあった①年度内に取り組むこととしている事項の進捗状況及び②競争性のない随意契約の金額・件数及びその割合が増加している場合は、その原因を明らかにして評価を行う。</p>	<p>○平成18年度に締結した契約実績に対する「随意契約の見直し計画」において、平成19年度に随意契約によるものが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。</p> <p>○平成20年度に締結した契約実績においても、随意契約の件数・金額の割合は減少している。</p>	<p>適正に取り扱われている。</p>
3 2)	<p>(ウ) 随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関する評価</p> <p>※随意契約の相手方から第三者への再委託の状況、再委託理由と随意契約理由との関係、法人と随意契約の相手方との継続的な関係の有無、法人による承認等の手続の履践状況について評価を行う。</p>	<p>○該当無し。</p>	
4 1)	<p>(エ) 個々の契約の合規性等に関する評価</p> <p>※監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との随意契約、落札率の高い契約、1者応札契約について、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、中立性・公平性の観点から監事等によるチェックプロセスの評価を行う。</p>	<p>○監事監査計画の監査項目「契約の状況」に基づき、随意契約について詳細に監査した。その結果、透明性、公正性及び競争性の確保から、平成20年度以降、一般競争、公募又は企画競争に移行のための準備を進めているなど、見直しを図っていると判断された。</p> <p>○平成18年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、会計監査人による契約書類のチェックを実施した。</p>	<p>監事による適正な監査を実施している。</p>

4 2)	(エ) 個々の契約の合規性等に関する評価 ※競争性のない随意契約については、①競争性・透明性がより確保される契約方式へ移行する余地はないか、②予定価格を設定していないことによって、契約金額が過大になっていないか等を検証した上で、本契約を競争性のない随意契約で発注すること等の妥当性について評価する。	○ 契約規則等を適切に定め、ウェブサイト上で公開するとともに、平成19年度から引き続き、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。（【資料124、125】参照）	適正に取り扱われている。
4 3)	(エ) 個々の契約の合規性等に関する評価 ※関連公益法人との契約について、契約方式や応募(応札)条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連公益法人に対する業務委託契約の妥当性について評価する。	○ 該当無し。	
4 4)	(エ) 個々の契約の合規性等に関する評価 ※再委託率が高率となっている契約については、随意契約とした理由との整合がとれているかについて評価を行う。	○ 該当無し。	
4 5)	(エ) 個々の契約の合規性等に関する評価 ※一般競争入札であって一者応札となっている契約について、第三者への再委託の状況、当該契約に係る一般競争入札の導入事情、法人と契約相手との継続的な関係の有無、法人による承認等の手続きの履践状況について評価を行う。	○ 第三者への再委託はない。 ○ 随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。 ○ 法人と契約相手との継続的な関係はない。	適正に取り扱われている。
4 6)	(エ) 個々の契約の合規性等に関する評価 ※一般競争入札において1者応札率が高い法人(契約又は金額について1者応札率が50%を超過し、かつ、法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している法人)については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行う。	○ 一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないか、契約担当部署における入札書類作成時及び決裁時、さらに監査担当部署での審査時に厳正に審査を行い適正な参加資格の確保に努めている。 ○ 複数者からの応札がされるように以下の取組を実施している。 ・ 業務内容(仕様書)に関しても、新規に参入する者にもわかりやすよう、簡潔・明瞭な記述となるよう特に配慮する。 ・ 応札者が入札の準備期間を十分に取れるよう、公告期間を出来る限り長く設定する。 ・ 個々の業務内容を勘案し、契約締結から業務開始までは可能な限り準備期間を多く取れるような日程を設定する。 ・ 文部科学省調達情報ホームページから当機構のホームページ調達情報へリンクする等、情報提供に努めている。	適正に取り扱われている。